

文部科学省 平成29年度産学官連携支援事業委託事業

産学官連携リスクマネジメントモデル事業

(産学官連携リスクマネジメントネットワーク構築)

成 果 報 告 書

平成30年4月

委託者 文 部 科 学 省

委託先 国立大学法人 名 古 屋 大 学

本報告書は、文部科学省の平成29年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、国立大学法人名古屋大学が実施した平成29年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（産学官連携リスクマネジメントネットワーク構築）」の成果を取りまとめたものです。

目 次

図表一覧	<5, 6>
第1章 事業の概要	7
1)-1 事業目的と事業内容	7
1)-2 名古屋大学の規模が分かる基本情報（研究者数、部局構成等）	7
1)-3 事業の実施担当者	8
1)-4 モデルの構築にあたって注意した点	8
1)-5 中間とりまとめにある5つの方向性への対応	8
第2章 平成28年度までに構築したモデルの普及について	10
2)-1 マニュアル・教材の作成とWeb公開へ向けて	10
2)-1-1 マニュアルの作成	10
2)-1-2 マニュアルのWeb公開	10
2)-1-3 教材の作成	10
2)-1-3-1 経営者向け教材	11
2)-1-3-2 実務担当者向け教材	11
2)-1-3-3 教員向け教材	11
2)-1-3-4 学生向け教材	11
2)-1-4 パンフレットの作成	11
2)-1-4-1 経営者向けパンフレット	11
2)-1-4-2 実務担当者向けパンフレット	12
2)-1-4-3 教員向けパンフレット	12
2)-1-4-4 学生向けパンフレット	12
2)-1-5 ケーススタディーの課題の作成	12
2)-1-5-1 経営者向けケーススタディーの課題	12
2)-1-5-2 実務担当者向けケーススタディーの課題	12
2)-1-5-3 教員向けケーススタディーの課題	13
2)-1-5-4 学生向けケーススタディーの課題	13
2)-1-6 教材、パンフレット、ケーススタディーの課題のWeb公開	13
2)-2 Web相談窓口の開設	13
2)-2-1 相談対応例（輸出管理）	14
2)-2-2 相談対応例（秘密情報管理）	15
2)-3 協力機関への支援	16
2)-3-1 秘密情報管理	16
2)-3-1-1 北海道大学	16

2)-3-1-2	金沢大学	20
2)-3-1-3	神戸大学	23
2)-3-1-4	九州大学	28
2)-3-2	安全保障輸出管理	31
2)-3-2-1	北海道大学	31
2)-3-2-2	徳島大学	34
2)-3-2-3	九州大学	38
2)-4	シンポジウム・研修会の開催	42
2)-4-1	第1回実務担当者研修会の開催	42
2)-4-2	第2回実務担当者研修会の開催	42
2)-4-3	第3回実務担当者研修会の開催	43
2)-4-4	第4回実務担当者研修会の開催	44
2)-4-5	第5回実務担当者研修会の開催	45
2)-4-6	シンポジウムの開催	45
2)-5	モデルの普及に向けた検討	46
2)-5-1	モデルの普及のための取組状況	47
2)-5-2	実践して得られた課題	47
2)-5-3	課題の解決方法	48
2)-5-4	次年度以降のネットワーク化への対応	49
2)-5-5	次年度に向けた改善点	49
2)-5-6	次年度以降のモデルの普及のための取組状況	49
第3章	学内での啓発活動・人材育成について	51
3)-1	研究者等への普及啓発	51
3)-2	リスクマネジメント人材の確保・育成	51
第4章	新たなリスクへの対応	52
4)-1	国際産学官連携におけるリスク管理	52
4)-1-1	調査により得られた課題と解決方法	55
4)-1-2	事例把握・情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）	57
4)-1-3	教材の作成	60
第5章	トータルなリスクマネジメントについて	61
5)-1	検討状況	61
5)-2	緊急時対応	61
第6章	全体総括	62

図表一覧

- P.14 表 1 相談対応例(輸出管理)
- P.15 表 2 相談対応例(秘密情報管理)
- P.18 表 3 秘密情報管理等級の分類と指定(北海道大学)
- P.25 表 4 秘密情報管理等級指定方法(神戸大学)
- P.30 表 5 秘密情報の指定(九州大学)
- P.55 表 6 国際産学連携のリスク検討例
- P.55 表 7 課題と解決方法
- P.56 表 8 特例事例
- P.61 表 9 共同研究のリスク
- P.18 図 1 秘密情報管理に関する運営体制(北海道大学)
- P.19 図 2 業務フロー(北海道大学)
- P.22 図 3 秘密情報管理に関する運営体制(金沢大学)
- P.22 図 4 秘密情報管理業務フロー(金沢大学)
- P.26 図 5 特別外部秘密情報の申し込みがない場合の情報の取り扱い(神戸大学)
- P.26 図 6_1 特別外部秘密情報取扱い(神戸大学)
- P.27 図 6_2 特別外部秘密情報取扱い(神戸大学)
- P.30 図 7 大学で創出される秘密情報の取扱いについて(九州大学)
- P.30 図 8 企業等の営業秘密及び連携関連情報等の取扱いについて(九州大学)
- P.32 図 9 安全保障輸出管理体制(北海道大学)
- P.32 図 10 輸出管理業務フロー(北海道大学)
- P.36 図 11 安全保障輸出管理の流れ(徳島大学)
- P.39 図 12 学術活動と安全保障にかかる管理体制(九州大学)
- P.40 図 13 「貨物の輸出」管理手続き(九州大学)
- P.40 図 14_1 「入口管理」「技術の提供」管理手続き(九州大学)
- P.41 図 14_2 「入口管理」「技術の提供」管理手続き(九州大学)
- P.41 図 14_3 「入口管理」「技術の提供」管理手続き(九州大学)
- P.41 図 15 「研究管理」国際産学官連携研究等の受入管理手続き(九州大学)
- P.43 図 16 実務担当者研修会反響(近畿・中国ブロック)
- P.44 図 17 実務担当者研修会反響(四国・九州・沖縄ブロック)
- P.50 図 18 次年度以降スケジュール
- P.53 図 19 国際産学連携の共同研究の位置づけ
- P.54 図 20 国際共同研究のフローチャート
- P.56 図 21 国際産学連携の共同研究戦略

P.61 図 22 事故発生時の業務手順

第1章 事業の概要

1)-1 事業目的と事業内容

【目的】

本事業は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会」において提示された、「各大学等が産学官連携リスクマネジメントの具体的な対応方策と検討すべき方向性について」

(以下、「中間とりまとめ」と言う)に基づき、全国の大学等に適切な産学官連携リスクマネジメント体制の導入を促すとともに、今後、産学官連携の強化(例えば、「組織」対「組織」の共同研究等)により生じてくる新たなリスクに対応可能な全国的な産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築を目的とする。

【事業内容】

平成29年度は、まず名古屋大学が作成した「大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル」(平成29年3月発刊)を基に、Web公開を前提にしたマニュアルを作成した。次に経営層、実務担当者、教職員、および学生向けの教材と、そのWeb版を下期中に作成した。教材の内容は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「中間とりまとめ」に基づき、技術流出防止マネジメントのモデル導入を支援する内容とした。さらに、経営層、実務担当者、教職員、および学生の立場を想定して、それぞれのパンフレットを作成した。合わせてケーススタディの課題集を作成し、実践を想定した研究者等への普及啓発、並びに人材育成用の資料とした。

1)-2 名古屋大学の規模が分かる基本情報(研究者数、部局構成等)

名古屋大学の源流をたどれば、1871年(明治4年)に仮病院、医学校が設立されたことにさかのぼり、144年の歴史を刻んでいる。この間にさまざまな変遷を経て、1939年(昭和14年)には医学部と理工学部からなるわが国で7番目の帝国大学となった。第二次大戦後の学制改革により、1955年(昭和30年)には8学部・研究科からなる総合大学となり、その後もさまざまな改革を経て、現在は学部9(文学部、教育学部、法学部、経済学部、情報学部、理学部、医学部、工学部、農学部)、研究科13、附置研究所3、共同利用・共同研究拠点3、学内共同教育研究施設18、中央図書館・分館(蔵書数332万冊余)、教員数1,700名余、学部学生10,100名余、大学院学生6,200名余、留学生2,200名余、等を擁する中部圏の中核大学であるとともに、わが国屈指の総合大学に成長してきた。名古屋大学の卒業生からは、これまで特に学界、産業界において、輝かしい活躍をしている人材が数多く育ち、日本と世界を牽引するリーダーとして社会に貢献している。

1)-3 実施担当者

・事業総括

学術研究・産学官連携推進本部 本部長 理事・副総長 財満 鎮明

・実施責任者

学術研究・産学官連携推進本部 副本部長 教授/総長補佐 一村 信吾 (安全保障輸出管理責任者)

学術研究・産学官連携推進本部 知財技術移転グループリーダー 教授 鬼頭 雅弘 (秘密情報管理責任者)

・実施担当者

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 URA 宮林 毅 (安全保障輸出管理・秘密情報管理担当者)

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 URA 石川 綾子 (安全保障輸出管理・秘密情報管理担当者)

NU tech(名古屋大学海外拠点) 特任教授 神山 知久

NU tech(名古屋大学海外拠点) 岩倉 信弘

・事務担当者

研究協力部研究支援課 部長 吉野 明

研究協力部研究支援課 産学官連携監 加藤 滋

研究協力部研究支援課 課長 吉田 雄介

研究協力部研究支援課 課長補佐 小林 利成

研究協力部研究支援課 専門員 小出 信吾

研究協力部研究支援課 主任 竹内 孝一

研究協力部社会連携課 主任 柴田 健太郎

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 事務補佐員 本高 聡子

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 事務補佐員 中田 裕子

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 事務補佐員 柴田 相子

1)-4 モデルの構築にあたって注意した点

・これまでの秘密情報管理等のリスクマネジメントの取組みをさらに深化させるために、学内外のリスクマネジメントの現状の課題を正確に把握し、学外の進歩的な取組の導入可能性を探る。

・名古屋大学だけのモデル構築とならないように、大学が置かれている環境と課題の因果関係を見極めてのモデル構築とする。

1)-5 中間とりまとめにある5つの方向性への対応

産学官連携活動に関する明確なビジョンの下で、産学官連携リスクマネジメントを大学の経営上の重要事項として、過剰な負担をかけずに、適切に実行していくために、次の5つの方向性が重要となる。

- ・実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築の必要性
- ・学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性
- ・研究者への普及啓発の必要性
- ・リスクマネジメント人材の確保・育成の必要性
- ・事例把握、情報共有の必要性

以下、上記5つの方向性を踏まえて、報告を行う。

第2章 平成28年度までに構築したモデルの普及について

2)-1 マニュアル・教材の作成と Web 公開へ向けて

2)-1-1 マニュアルの作成

【課題】

平成28年度に名古屋大学が作成した「大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル」（平成29年3月発刊）を基に、Web公開を前提にしたマニュアルを上期中に作成する。

【実施内容】

平成28年度に名古屋大学が作成した「大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル」（平成29年3月発刊）を基に、秘密情報管理と安全保障輸出管理に分冊化し、最新の法令に基づき見直しを行い、Web公開を前提にしたマニュアルを上期中に作成した。

2)-1-2 マニュアルの Web 公開

【課題】

Web版の大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアルを、名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページに上期中に掲載する。全国の大学からのアクセスを確保するために、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業のホームページとリンクを検討する。

【実施内容】

「Web版の大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル」を、下記の名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページに上期中に掲載した。

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/industry/folder/index.html>

また、全国の大学等からのアクセスを確保するために、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業のホームページの以下のサイトにリンクさせた。

http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/industry/docs/part1_manual%20for%20system.pdf

2)-1-3 教材の作成

【課題】

技術流出防止マネジメントのニーズに応じた教材とそのWeb版を、上期中に作成する。普及においては、内容手法を幹事機関同士で調整し、進捗管理委員会から指摘事項があった場合には、文部科学省と調整の上、反映させるものとする。

【実施内容】

経営層、実務担当者、教職員、および学生向けの教材と、そのWeb版を上期中に作成予定であったがケーススタディー、パンフレットと整合性を取ることを優先し研修会前に作成した。教材の内容は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「大

学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会」において提示された「各大学等が産学官連携リスクマネジメントの具体的な対応方策と検討すべき方向性について」（以下、「中間とりまとめ」と言う）に基づき、技術流出防止マネジメントのモデル導入を支援する内容とした。また、秘密情報管理の概論、技術流出防止マネジメントのプロセス導入、それぞれの立場を想定しての実践のケーススタディー例を盛り込んだ内容とした。

2)-1-3-1 経営者向け教材

技術流出防止マネジメントのモデル導入にあたり経営者としての考え方を示し、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、秘密情報管理体制、マネジメントシステムの構築にフォーカスを当て、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、実効的・効率的なシステムへ、マネジメントシステムの構築にフォーカスを当て作成した（別添資料1、2）。

2)-1-3-2 実務担当者向け教材

技術流出防止マネジメントのモデル導入にあたり、実務担当者に必要な、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応、ガイドラインの構築、秘密情報管理体制、マネジメントシステムの構築にフォーカスを当て、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定のプロセスの確率、安全保障輸出管理規程の策定、安全保障輸出管理体制の構築、実効的・効率的なシステムへ、マネジメントシステムの構築にフォーカスを当て作成した（別添資料3、4）。

2)-1-3-3 教員向け教材

技術流出防止マネジメントにあたり、管理に直面する教員に必要な、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応にフォーカスを当て、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定のプロセスの確率、安全保障輸出管理規程の策定にフォーカスを当て作成した（別添資料5、6）。

2)-1-3-4 学生向け教材

技術流出防止マネジメントにあたり、教員ばかりでなく学生も管理に直面する、学生に必要な、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応にフォーカスを当て、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定のプロセスの確率、安全保障輸出管理規程の策定にフォーカスを当て作成した（別添資料7、8）。

2)-1-4 パンフレットの作成

啓発活動・人材育成のための教材をサポートするための簡易パンフレットを作成した。

経営層、実務担当者、教職員、および学生の立場を想定して、それぞれのパンフレットを作成した。

2)-1-4-1 経営者向けパンフレット

技術流出防止マネジメントのモデル導入にあたり経営者にその必要性を示し、秘密情報

管理では管理対象の明確化、体制構築、普及啓発、人材育成について説明し、安全保障輸出管理ではモデル導入のスケジュール、マネジメントシステム、普及・啓発、人材の確保・育成について説明する内容とした。(別添資料 9、10)。

2)-1-4-2 実務担当者向けパンフレット

技術流出防止マネジメントのモデル導入にあたりその必要性を示し、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、等級指定、学生対応、ガイドライン策定、体制構築、普及・啓発を説明し、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、マネジメントシステム、普及・啓発、人材の確保・育成について説明する内容とした(別添資料 11、12)。

2)-1-4-3 教員向けパンフレット

技術流出防止マネジメントにあたりその必要性を示し、管理に直面する教員に必要な、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応、秘密情報を漏えいした場合の罰則を説明し、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、違反事例、研究者としてのリテラシーを説明する内容とした(別添資料 13、14)。

2)-1-4-4 学生向けパンフレット

技術流出防止マネジメントにあたり、その必要性を示し、秘密情報管理では秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究に参画する学生、秘密情報を漏えいした場合の罰則を説明し、安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、違反事例、研究者としてのリテラシーを説明する内容とした(別添資料 15、16)。

2)-1-5 ケーススタディーの課題の作成

啓発活動・人材育成のための教材をサポートするための実践トレーニングのためのケーススタディー課題を作成した。実践を想定した研究者等への普及啓発、並びに人材育成用の資料とした。

2)-1-5-1 経営者向けケーススタディーの課題

技術流出防止マネジメントにあたり、秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応、ガイドラインの構築、秘密情報管理体制、マネジメントシステムの構築の各ステージでの経営者として遭遇する課題を提示した。安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、安全保障輸出管理規程の策定、普及・啓発、人材の確保・育成内容、マネジメントシステムで遭遇する課題を提示した。(別添資料 17、18)。

2)-1-5-2 実務担当者向けケーススタディーの課題

技術流出防止マネジメントにあたり、秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応、ガイドラインの構築、秘密情報管理体制、マネジメントシステムの構築の各ステージでの実務担当者として遭遇する課題を提示した。安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、安全保障輸出管理規程の策定、普及・啓発、人材の確保・育成内容、マネジメントシステムで遭遇する課題を提示した。(別

添資料 19、20)。

2)-1-5-3 教員向けケーススタディーの課題

技術流出防止マネジメントにあたり、秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応、ガイドラインの構築、秘密情報管理体制、マネジメントシステムの構築の各ステージでの教員として遭遇する課題を提示した。安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、安全保障輸出管理規程の策定、普及・啓発、人材の確保・育成内容、マネジメントシステムで遭遇する課題を提示した。(別添資料 21、22)。

2)-1-5-4 学生向けケーススタディーの課題

技術流出防止マネジメントにあたり、秘密情報管理対象の明確化、秘密情報等級設定と等級分け、共同研究参画の学生対応の各ステージでの学生として遭遇する課題を提示した。安全保障輸出管理では安全保障輸出管理対象の明確化、審査・該非判定、安全保障輸出管理規程の策定、普及・啓発で遭遇する課題を提示した。(別添資料 23、24)。

2)-1-6 教材、パンフレット、ケーススタディーの課題の Web 公開

【課題】

Web版の技術流出防止マネジメントの教材を、名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページに下期中にホームページに掲載する。

【実施内容】

上記教材を名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページに研修会前に掲載した。<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/industry/folder/index.html>

普及においては、内容手法を幹事機関同士で調整し、月次報告や第2回の進捗管理員会での指摘事項を踏まえ、文部科学省と調整の上、その結果を反映させたものとした。全国の大学からのアクセスを確保するために、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業のホームページとリンクを検討中である。Web版では技術流出防止のe-learningの作成事例も紹介した。

2)-2 Web 窓口の開設

【課題】

名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページ上に名古屋大学が構築した技術流出防止リスクマネジメントシステムに関するサイトを形成して、全国の大学の実務担当者の習熟度に合わせた相談対応を実施できるレベルに、窓口機能を充実させる。産学官連携を推進する上で、考慮すべきリスク全般に対応を検討する。相談があった案件には、相談機関の方針等を考慮しつつ、適宜、他の幹事機関に相談の上、参考意見として助言等により対応する。

【実施内容】

名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページ上に名古屋大学が構築した技

術流出防止リスクマネジメントシステムに関するサイトを形成して、全国の大学の実務担当者の習熟度に合わせた相談対応を実施できるように窓口を上期中に開設した。相談内容は、輸出管理では法令や学内規程で定めていない事項に関するもので、判断基準が確立していないために生じる問題への対処法が多く見受けられた。秘密情報管理では学生の共同研究への参画する場合の対応法が多く見受けられた。

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/industry/folder/index.html>

産学官連携を推進する上で、考慮すべきリスク全般に対応できるように窓口開設し、相談があった

案件には、相談機関の方針等を考慮しつつ、適宜、他の幹事機関に相談の上、参考意見として助言等を行った。

2)-2-1 相談対応例（輸出管理）

リスクマネジメントの普及活動において、窓口で相談があった内容を表1にまとめた。相談元の機関名、および相談の具体的内容の詳細は記載できないが、該非判定プロセスに係る相談が多かった。法令や学内規程で定められていない事項に関する判断基準が確立していないために生じる問題である。

表1 相談対応例（輸出管理）

分類	機関名	相談内容	回答
対象範囲	情報関連研究所	業務範囲はどこまで広げる？	輸出に絞る、輸入は相談のみ
該非判定	kk大学	審査承認体制でシンプルなもの	統括責任者、責任者の2名は必要
該非判定	TB大学	電子申請要否のプロセスは？	フローチャートを説明した。
該非判定	NIセンター	懸念国からの受け入れ審査プロセス？	フローチャートを説明した。
該非判定	N大学	外国ユーザーリスト掲載機関からの受け入れ	受け入れフローチャート説明した。
該非判定	T大学	基礎科学の範疇はどのように説明するのか？	名古屋大学の基礎科学と基礎研究の考え方を説明した。
体制	C大学	審査体制は？	事前チェック、取引審査、それぞれ1次・2次審査としている。
体制	S大学	少ないリソースでの輸出管理体制は？	専任者を決め、アドバイザー事業活用する。
啓発・教育	W大学	e-learningの形態は？	名古屋大学の構成を説明した。
実効的・効率的システム	J研究所	電子申請システムの機能は？	法令により案件を4つに振り分ける方式
マネジメントシステム	TKO大学	輸出管理システム全体をどのように廻しているか？	監査を起点に回している
マネジメントシステム	K大学	一気通貫モデルとは？	監査を起点に回している

2)-2-2 相談対応例（秘密情報管理）

窓口相談があった内容を表2にまとめた。学生参画に係る相談が多かった。

表2 相談対応例（秘密情報管理）

秘密情報管理に関する質問・相談			
	no.	事例	回答
契約時	4	共同研究を始めるときに共同研究申込書等に秘密情報管理の記載・説明があるのか？	秘密情報管理の相談シート等を今後準備させて頂く予定です(2017年8月に策定済み)
対象範囲	1	国研との共同研究に関する秘密情報はどのようにすればよいのか？	今回のガイドラインの範囲外で、これまでの管理方法で対応してもらいたい。
対象範囲	2	外国の機関との共同研究に関する秘密情報はどのようにすればよいのか？	外国の大学はアカデミック・キャピタリズムを強く主張する大学もあり秘密情報漏洩した場合、訴訟を起こされる可能性があるためそのようなケースは相談窓口へご連絡いただきたい。
対象範囲	9	もともと知っている内容を秘密情報として提示された場合の秘密情報受け取り方	大学では秘密情報でないことを説明する
対象範囲	29	国研と企業との共同研究の場合は国研の秘密情報管理規定に従うのか？	組織間の共同研究契約があれば、その範囲内で実施する。そうでない場合は、相手先の規定を個人が許容できれば、それに従うほうこうとなる。
対象範囲	30	企業においては侵害の発見、証明が困難である事業について特許として権利化を図るより、営業秘密として管理・保存する選択、その決定方法について取り決めがあると思うが、名大、三重大、九大の制度にはそのような視点がないように思われる。研究者が自由に発表してよいという思想なのだろうか。それとも良いと思うがレアケースとして、特許出願も学会発表もダメというレベルの発明があるかもしれない。	大学においても大学単独のノウハウとして特許出願しない場合がある。この件については、大学のこれまでのノウハウ管理規定を順守いただくことになる。今回の産学連携における秘密情報の対象としない。
等級管理	3	企業との共同研究で秘密情報を取得する場合、相手先の秘密レベルと大学側の秘密レベルをどのように合わせるのか？	各部署窓口のURA（本部）を同様させて頂きたい。大学側のレベル指定を企業にもご理解いただく必要があります。
等級管理	20	秘密情報の等級指定がわからない	当方は、部署担当のURAに相談
等級管理	21	複数の企業との共同研究の場合、企業によって秘密情報の扱いが違うので等級指定も企業によって違ってくる	当方は、部署担当のURAに相談
等級管理	22	相手先企業の事情により秘密情報等級も変わってくるのではないのか	当方は、部署担当のURAに相談
学生参画	7	企業との共同研究に学生を参加させる時に、共同研究契約書に名前がない学生にも、守秘義務が発生するのか、そうだとすると同意書に署名させるべきか？	学生に守秘義務に関し説明をした上、参加するかしないかを選ぶことができることを説明すること。共同研究ではない研究テーマを選ぶこともできる。
学生参画	8	これまで学生を共同研究に参画させる場合は同意書はMUSTと聞いているが、今回の説明ではMUSTではないと聞かされた？制度が変わるのか？	同意書があるような案件は学生が就職する際に規制がかかってくる可能性があるため、インフォームド・コンセントを適切に実施し学生の自由意思とする。
学生参画	10	P社との共同研究に学生を参画させる場合、共同研究者としての学生が負うべき義務と権利について	守秘義務、テーマ選択権
学生参画	11	・P社との共同研究を協議している中で本学の学生の取り扱いについてP社より質問「在籍する学生でも大卒と雇用関係のない者は研究協力者に該当しない。または在籍の学生は研究協力者に該当するか？」 ・この質問に対し、共同研究規程第2条第6項第5号をもとに回答「共同研究に在学中の学生の参加が必要となった場合在籍の学生は研究協力者に該当する」と回答 ・これに対し先方より契約書に修正案が入り学生も共同研究者と同等の扱いをすることと教員と同じ義務を学生に課し、同じ扱いとするのは、学生への負担が大きくなるからか問題があるのではないかとこの印象を受けたのでどのような対応をすればよくなったのか？	学生を共同研究に参画させる場合、インフォームド・コンセントを適切に行い、義務と権利について説明し理解してもらう。そのうえで当該学生をRAとして雇用できるか否かにより守秘義務の同意書に署名してもらうかどうかを判断する。また、学生がアクセスできる秘密情報はレベル1（営業秘密が含まれる可能性が低い）までとすること。入手した秘密情報の管理方法も、秘密情報運用マニュアルにより指定されている旨を知らせる。
学生参画	13	学生へのインフォーム内容について、「就職時に同業他社への就職が制限される場合があります」とありますが、そんなことできるのですか？たとえ契約上そう書いても違憲なので無効では、	就職面接で研究内容を説明する際に、守秘義務により説明できる内容が制限されることがあり、共同研究の同業他社との面接時に研究内容が話せないことで不利になりその企業に就職できないということが起こりうるため就職が制限される場合があるということです。
学生参画	14	そうであれば、書き方が分かりにくいと思います。今のままでは契約上（不当に）制限されることがあると誤解されませんか？一概には言えないが結果的にそういうことが起きる可能性もありますよ、という書き方をした方がよいと思います。	就職面接のときに、研究テーマを明確に表現できなくて、結果として不利になる場合がありますといった表現を再検討します。
学生参画	15	ご存じの通り、学生は就職に関しても敏感でして、少しでも就職に不利になるような研究テーマは選択しない可能性があります。我々も学生への説明は工夫しますが、マニュアルも表現をやらせていただければ有難いというご意見でした。例えば、「就職時に同業他社への就職が制限される場合があります」⇒「就職活動においても共同研究の秘密保持契約を遵守する必要があります」といった案もありましたことをご報告しておきます。	企業側の論理で、共同研究を実施している学生には、同業他社への就職を避けて頂くことと口頭での制限を設ける場合もあります。そのような不平等な契約が有効かどうかともかくとして学生のモチベーションを下げない一因になりますので、企業、教員、URAでの調整が必要です。また、就職の面接時に研究テーマの詳細を説明できないケースもありますので、学生が開示できるところとできないところを明示できよう調整が必要です。
学生参画	16	共同研究は学生は論文にするのが例外だ。秘密情報を扱っている場合、論文に書けないということは無難がある。	どこまで論文にしていかに企業と調整する
学生参画	17	特許は冒得済みなので論文発表できるはずなのに製品発表してないで企業から制限がかかる場合がある。	製品発表前に論文発表されるとライバル企業を刺激することになるので企業が敏感になるのは当然。論文内容を企業と調整。
学生参画	18	同じ研究室の中で違う共同研究が動いている。その場合、研究室内での発表では種々の秘密情報が開示される環境になってしまう。	ワーキンググループを細かく分けること。
学生参画	23	学生は共同研究終了後、就職するがその場合の秘密情報の扱いはどうすればよいのか。	秘密情報保持義務は3年間、期間が満ちているものが多いが共同研究先の企業とどこまで話していい事前に調整しておくことが必要
学生参画	24	就職に不利にならないか。	就職試験でどこまでの内容なら話していい事前に調整することが必要
業務フロー	26	契約書などの扱いがなっていないので事務担当者を教育してほしい	契約担当窓口を対象にした、実際、何をどうやればよいかの説明会を実施計画中である。
業務フロー	5	秘密情報の指定、届出、報告、アクセス権者の指定、具体的には誰がやるのか？	レベル3は財務秘密情報統括責任者、レベル2は研究リーダーの教授・准教授、レベル1は教員・助教・研究員
体制	27	プロジェクトにつき一人URAがついてほしい	大型のプロジェクトにはURA（複数案件業務の場合もある）はアサインされている。
体制	28	利益相反、知財などリスクの窓口が違うのが困る	他大学では共同研究契約で、秘密情報と利益相反のチェックが同時に行われる例もあり、参考とさせて頂いている。
罰則	6	ガイドラインに違反した場合の懲戒はあるのか？	ガイドライン違反では就業規則に違反しない限り懲戒にならない。来年は規程化を予定しているので規程違反は懲戒対象となる場合がある。
罰則	12	大教職員・学生が民事責任・刑事責任を問われた場合、大学は当該事業に対してどこまで責任を持って開く（裁判対応のサポート、弁護士費用の負担など）ことが予定されているのか？ 自分自身所属する部署の構成員が訴えられた場合、部署・事務局はどのように関わることが必要か？ 違法となる場合は、本人の「不正の利益を得る目的」あるいは知らないことへの「重過失」が要件になっています。契約違反の場合も「債務者の責めに関するべき事由」が要件となる。本人の帰責性はそれなりに大きいとはいえず、大学に所属する者として大学としての対応が求められるのではないのか？	民事・刑事責任の対象者は秘密漏えいした本人です。 しかしながら秘密情報管理責任者、部署は監督責任を問われます。 大学の裁判対応のサポート・弁護士費用の負担などは、訴訟内容によっても異なりますが、間違いなく社会的責任を問われます。 有事の場合の危機管理については、秘密情報管理のガイドラインの範疇ではなく、リスク管理者として対応すべき事項で管理対応の流れが以下にまとめられています。 http://www.shigaku.go.jp/jireishu_p012.pdf ケースバイケースでリスク管理室の取り組み内容に記載された手法に従って適切に対処していく。

2)-3 協力機関への支援

【課題】

協力機関校の技術流出防止マネジメントシステム構築を、各校の事情に則した技術流出防止マネジメントモデルを構築できるようにマンツーマン形式で支援する。

【実施内容】

北海道大学、金沢大学、神戸大学、徳島大学、九州大学の5つの協力機関へ、名古屋大学が構築した技術流出防止マネジメントモデル（部局分散型）をもとに、各校の事情に則した技術流出防止マネジメントモデルを構築できるようにマンツーマン形式で支援を実施した。

具体的には、5月、8月、11月、1月の合計4回の進捗報告相談会を名古屋大学で開催した。当初は隔月で開催予定であったが進捗報告相談会が実施できない月はテレビ会議等で対応した。名古屋大学から毎回課題を出し、各協力機関がこれを検討しながら自校のモデルの骨子を作成していく方式を採用した。協力機関が構築するマネジメントモデルは、「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」に基づいた体制となるように、指導・助言を行った。幹事機関、協力機関のリスクマネジメントモデルは、他の全国の大学等の模範となるように、産学官連携にかかるリスク要素全体を想定したものとすることに努めた。また、できる限り複数のスタンダードを作らないように配慮した。構築したリスクマネジメントモデルの普及にあたっては、その枠組みだけでなく、実際の研究室で想定される課題（例えば、一つの研究室において、異なるレベルの秘密情報を取り扱う場合や、複数の外国籍の学生・研究者が所属する研究室における規制対象技術に関連する研究管理の方法等）への実務面での対応等をケーススタディーの課題として盛り込んだ。

2)-3-1 秘密情報管理

2)-3-1-1 北海道大学

検討状況

リスクマネジメントモデル導入10か月のプロセスで設定した課題を検討した。具体的には、大学経営層と共に秘密情報管理に取り組む意義と必要性を十分に認識の上、実務担当者として本格導入のための10か月プログラムのスケジュールを参考に、管理対象範囲の明確化、秘密情報等級設定と等級分けプロセス、共同研究参画の学生対応、大学内体制、マネジメントシステム等を検討した。検討プロセスを以下にまとめた。

別添資料 25 秘密情報管理検討状況（北海道大学）

リスクマネジメントモデル事業 第2回協力機関進捗報告相談会

課題	1-1.保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定		北海道大学
課題	1-1-1.大学が保有する秘密情報の全体像把握（情報） 情報の把握方法？ 留意点？	実施内容 どのように把握したか？ 工夫した点？	秘密情報には、教員が保有する教員オリジナル情報と共同研究等で企業等から入手する情報があるが、オリジナル情報は教員の管理に任せ、企業から得た情報および企業と共に生み出した情報にターゲットを絞って管理することとする。情報に関しては大学が一元管理することは困難かつリスクが高まるため、企業からの情報指定に基づき、教員が管理できるような制度設計にする。
課題	1-1-2.保有する情報の評価 分類・評価 運用マニュアルで管理すべき秘密情報の明確化 運用マニュアルで管理しない秘密情報を明確化	実施内容 切り口は？ 箇条書きで記載し、その理由も記載 箇条書きで記載し、その理由も記載	名古屋大学と同様の3レベルでの方向性とする。
課題	1-1-3.秘密情報の決定 対象項目明確化する。 具体例も明記する。	実施内容 その理由は？箇条書きで記載ください。 その理由は？箇条書きで記載ください。	名古屋大学と同様の方向性とする。ただし、名古屋大学とは組織体系が異なるため、名古屋大学の体制を参考にして、本学にあうように修正する。
課題	1-2.秘密情報の分類、情報漏えい対策 1-2-1.秘密情報の分類考え方 営業秘密のレベル設定をどうするか？	実施内容 いくつかのレベルを設定？表を作成	名古屋大学と同様の3レベルとする
	1-2-2.秘密情報の具体的な分類 レベルの呼称（企業との調整を検討）	実施内容 分かりやすいものとする	秘・機秘・厳秘など分かりやすいものとする方法もあるが、将来の変更柔軟性を考え、レベル1/2/3で問題ないと考える。
	1-2-3.秘密情報の等級指定の考え方 研究室での対応を想定してまとめる	実施内容 レベル設定の基準？	当面は、外部からの情報管理に特化したいため、共同研究を行っている研究室のみを対象とする。
	1-2-4.秘密情報の具体的な等級指定方法 秘密情報を受け取る時を想定して作成	実施内容 フローチャートを作成	企業との共同研究契約書に秘密情報管理に関する所定の事項を記載し、企業への告知を行う。秘密情報管理については、企業からの申告制にし、企業が秘密情報を指定する方向性とする。
	1-2-5.等級に応じた情報漏えい対策の考え方 教職員が秘密情報管理の運用の手順、マニュアルを検討	実施内容 業務フロー、漏えい対策、表を作成 どこまでを秘密情報として管理するか？	名古屋大学の方式をベースに検討する
課題	1-3.秘密情報管理における学生等の扱い		
課題	1-3-1.学生を共同研究に参画させる場合の基本的な考え方 秘密保持、アカデミックフリーダム、インフォームを検討	実施内容 基本方針をまとめる	学生の自由選択にする・断った場合に不利にならないようにする・就職に不利を被らないようにするなど、基本的な考え方を入れた同意書雛形を準備する。
課題	1-3-2.インフォームド・コンセントの要件 どの程度の内容にするか？	実施内容 指導教官の心得をまとめる。箇条書きで記載	学生の同意書の雛形を作成することで、指導教官毎に対応が異なるようにする。また説明会あるいはマニュアルを準備する。
課題	1-3-3.具体的なインフォームド・コンセントの例 URAが同席・支援することを想定して	実施内容 フローチャート、同意書の作成	URAの同席は想定せず、指導教員が行うことを想定する。
課題	1-4.秘密情報の管理に係る学内体制のあり方 1-4-1.学内体制構築に当たっての基本的な考え方 学内体制を構築するにあたり課題を抽出する 秘密情報管理委員会の設置を検討する	実施内容 リスクマネジメントの内部統制をどう担保するかを 委員会の位置付けと役割を明記する	北海道大学 「管理の業務フォロー」に従う 事務局と相談の上対応
課題	1-4-2.学内体制と本部・各部署の役割分担 主管部門をどこに置くか 本部集約型か部局分散型の選択 役割分担を検討	実施内容 体制固作成、役割と業務分担を明確にする 業務フロー明記する 実効性を検討する	全学対応と部局対応の棲み分け 部局分散型
課題	1-4-3.秘密情報管理ポリシー 秘密情報管理の基本的な考え方をまとめる	実施内容 基本原則・対象範囲・濃淡管理・管理体制等を定め	対象者：教職員等・学生 対象範囲：産学連携における研究情報のうちの秘密情報 濃淡管理：秘密情報を等級管理する 管理体制：総長下、産学推進本部と部局からなる 基本原則：教職員が、共同研究先企業等からの秘密情報の指定を受け、 管理すべき秘密情報を特定し、これを管理する
課題	1-4-4.秘密情報管理ガイドライン ポリシーを遂行可能なものにするための必要事項を検討	実施内容 等級分け、等級基準、等級指定、秘密情報管理（学 参画を含む）等を定める	等級分け・基準：レベル1、2の方向で検討
課題	1-4-5.秘密情報管理運用マニュアル 具体的な管理項目と手法を検討	実施内容 具体的にレベルごと、濃淡管理を実施	
課題	2-1.学長・理事等の一貫性の下でのマネジメント強化 リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	実施内容 マネジメントシステムを実効性のあるものとする 必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する	経営層への注意喚起。全学的な体制づくり。
課題	3-1.教員等への普及活動 普及啓発活動の考え方をまとめる	実施内容 普及啓発活動の方針と実行プランを策定する	説明会、E-Learning
課題	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成 リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	実施内容 研究者から相談対応窓口の配置 組織内の専門人材等育成の小集団活動実施 学内外での説明会実施	設置の必要性について検討。 各部署事務に対する教育も必要。

構築したモデル

運営体制を以下に示す。

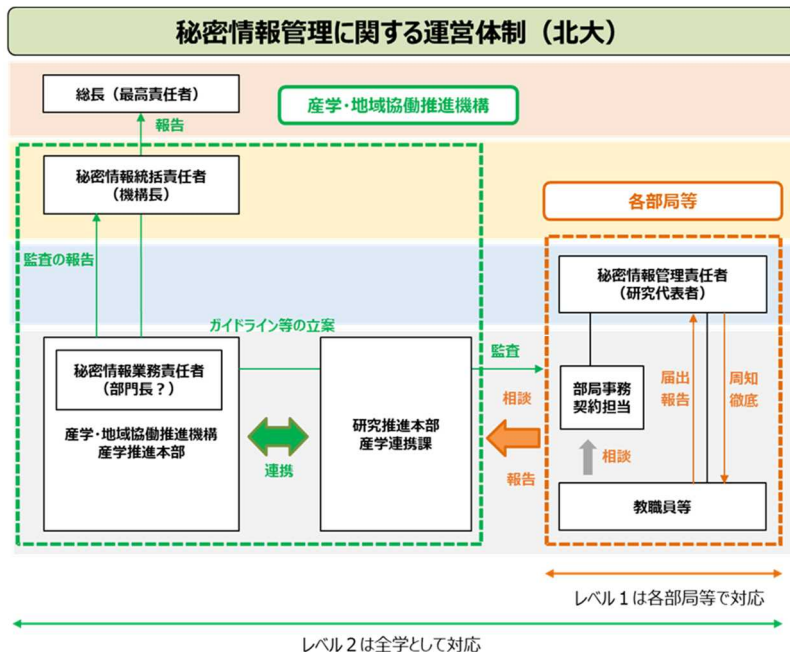


図1 秘密情報管理に関する運営体制（北海道大学）

等級の分類と指定を以下に示す。

表3 秘密情報管理等級の分類と指定（北海道大学）

	秘密情報を管理するために、次の等級を設け、本学及び秘密情報の開示元機関との間で営業秘密として扱うことに合意した秘密情報については、レベル2に該当するものとして、管理を行う。 等級ごとの秘密情報の指定基準は、原則として次のとおりとする。ただし、これによらない等級指定もできることとする。	
秘密情報の等級	レベル2 【名称については要検討】	企業等から受領した秘密情報のうち、企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるものとして企業等から指定を受けたもの ⇒極めて厳格な管理を必要とする。
	レベル1 【名称については要検討】	企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの ア. 企業等から受領した秘密情報(「秘密」である旨の表示が示された秘密情報) イ. 共同研究契約等の契約書(「秘密」として取り扱うこととしたもの) ウ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ

秘密情報の等級指定は、1, 2 レベルの 2 段階とし、企業と共同研究を行っている研究室対象に、企業から秘密情報を指定頂く方式、業務フロー、漏洩対策等を検討した。学生の共同研究参画については、学生に対するインフォームド・コンセント体制整備や同意書の雛形を準備する方向で検討した（詳細は別添資料 25 を参照）。全学対応と部局対応の棲み分けを行

2)-3-1-2 金沢大学

検討状況

リスクマネジメントモデル導入 10 か月のプロセスで設定した課題を検討した。具体的には、大学経営層と共に秘密情報管理に取り組む意義と必要性を十分に認識の上、実務担当者として本格導入のための 10 か月プログラムのスケジュールを参考に、管理対象範囲の明確化、秘密情報等級設定と等級分けプロセス、共同研究参画の学生対応、大学内体制、マネジメントシステム等を検討した。

リスクマネジメントモデル事業 協力機関進捗報告相談会 報告資料

課題	1-1.保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定		金沢大学
課題	1-1-1.大学が保有する秘密情報の全体像把握（情報） 情報の把握方法？ 留意点？	実施内容 どのように把握したか？ 工夫した点？	実施内容 ・ 学内規程の確認 ・ 入試情報など規程化されていない情報についてはヒアリングを実施 ・ 個人情報、特定個人情報、入試情報など、既に存在する学内規程・運用との整合を図った。
課題	1-1-2.保有する情報の評価 分類・評価 運用マニュアルで管理すべき秘密情報の明確化 運用マニュアルで管理しない秘密情報を明確化	実施内容 切り口は？ 箇条書きで記載し、その理由も記載 箇条書きで記載し、その理由も記載	実施内容 ・ 産学連携に関わる情報に絞る。実行性を考慮する。 【運用マニュアルで管理する秘密情報】 ・ 産学連携に関し契約等により守秘義務の対象となる情報 ex. 共同研究契約書、NDA、実験データなど 理由：共同研究契約やNDAを締結しているが、秘密情報の具体的な取扱い方法までは規定されていないため。 【運用マニュアルで管理しない秘密情報】 ・ 個人情報、特定個人情報、入試情報など上記以外の情報 理由：個人情報、特定個人情報、入試情報などは、既に学内規程や運用で管理が行われているため。
課題	1-1-3.秘密情報の決定 対象項目明確化する。 具体例も明記する。	実施内容 その理由は？箇条書きで記載ください。 その理由は？箇条書きで記載ください。	実施内容 ・ 産学連携に関し契約等により守秘義務の対象となる情報 ex. 共同研究契約書、NDA、実験データなど 理由：共同研究契約やNDAを締結しているが、秘密情報の具体的な取扱い方法までは規定されていないため。
課題	1-2.秘密情報の分類、情報漏えい対策 1-2-1.秘密情報の分類考え方 営業秘密のレベル設定をどうするか？	実施内容 いくつのレベルを設定？表を作成	実施内容 レベル1～3
	1-2-2.秘密情報の具体的な分類 レベルの呼称（企業との調整を検討）	実施内容 分かりやすいものとする	実施内容 レベル1～3
	1-2-3.秘密情報の等級指定の考え方 研究室での対応を想定してまとめる	実施内容 レベル設定の基準？	実施内容 レベル1：通常の守秘義務が課された秘密情報 レベル2：高度な秘密管理が要請され、本学が同意し、必要な費用負担に対して相手方が同意した秘密情報 レベル3：「機密」として高度な秘密管理が要請され、本学が同意し、必要な費用負担に対して相手方が同意した秘密情報
	1-2-4.秘密情報の具体的な等級指定方法 秘密情報を受け取る時を想定して作成	実施内容 フローチャートを作成	実施内容 フローチャートを作成
	1-2-5.等級に応じた情報漏えい対策の考え方 教職員が秘密情報管理の運用の手順、マニュアルを検討	実施内容 業務フロー、漏えい対策、表を作成 どこまでを秘密情報として管理するか？	実施内容 秘密情報の取扱い方法について表を作成
課題	1-3.秘密情報管理における学生等の扱い		
課題	1-3-1.学生を共同研究に参画させる場合の基本的な考え方 秘密保持、アカデミックフリーダム、インフォームを検討	実施内容 基本方針をまとめる	実施内容 企業を含む共同研究に学生を参画させる場合、できるだけ学生が不利益を被らないように、企業等から学生に課される制限について調整・配慮のうえ、学生の了解を取ってから参画させる。
課題	1-3-2.インフォームド・コンセントの要件 どの程度の内容にするか？	実施内容 指導教官の心得をまとめる。箇条書きで記載	実施内容 ・ 学生が共同研究への参画を希望しない場合、他の研究テーマを受ける選択肢を提供すること ・ 学生が共同研究への参画を拒否しても、当然、教育上不利に扱わないこと
課題	1-3-3.具体的なインフォームド・コンセントの例 URAが同席・支援することを想定して	実施内容 フローチャート、同意書の作成	実施内容 学生への説明資料、同意書の作成

	1-4.秘密情報の管理に係る学内体制のあり方		金沢大学
課題	1-4-1.学内体制構築に当たっての基本的な考え方 学内体制を構築するにあたり課題を抽出する 秘密情報管理委員会の設置を検討する	実務内容 リスクマネジメントの内部統制をどう担保するかを 委員会の位置付けと役割を明記する	実務内容 ・秘密情報統括責任者の指示を受け、秘密情報 業務責任者が定期的に監査を実施する。 ・委員会は設置しない。
課題	1-4-2.学内体制と本部・各部署の役割分担 主要部門をどこに置くか 本部集約型か部署分散型の選択 役割分担を検討	実務内容 体制図作成、役割と業務分担を明確にする 業務フロー-明記する 実効性を検討する	ppt:P6,7 ・学内体制と役割分担を示す図を作成 ・本部集約型
課題	1-4-3.秘密情報管理ポリシー 秘密情報管理の基本的な考え方をまとめる	実務内容 基本原則・対象範囲・濃淡管理・管理体制等を定め	ppt:P4 ・対象範囲：産学連携に関し契約等により守秘 義務の対象となる情報
課題	1-4-4.秘密情報管理ガイドライン ポリシーを遂行可能なものにするための必要事項を検討	実務内容 等級分け、等級基準、等級指定、秘密情報管理（学 参画を含む）等を定める	ppt:P5 ・レベル1,2の2段階 ・レベル1：通常の守秘義務が課された秘密情報 ・レベル2：高度な秘密管理が要求され、本学が 同意し、必要な費用負担に対して相手方が同意 を得た秘密情報 ・相手方から特別な秘密管理の要請を受けた場 合、別途協議のうえ管理方法等を定めることも 検討 ppt:P8
課題	1-4-5.秘密情報管理運用マニュアル 具体的な管理項目と手法を検討	実務内容 具体的にレベルごと、濃淡管理を実施	ppt:P10-13 ・秘密情報の管理方法を示した表を作成
課題	2-1.学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化 リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	実務内容 マネジメントシステムを実効性のあるものとするた 必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する	ppt:P14 ・経営層（学長、各理事）に秘密情報管理に関 する体制・システムを報告し、必要性をご理解 いただく。 ・理事が秘密情報統括責任者として、秘密情報 の管理を統括し、目的的な案件に対して最終 判断を行う。 ・学長が最高責任者として、秘密情報の管理に おける重大事項の最終的な決定を行う。
課題	3-1.教員等への普及活動 普及啓発活動の考え方をまとめる	実務内容 普及啓発活動の方針と実行プランを策定する	ppt:P14 ・各学域の部長委員会や教授会等にて、本学の 秘密情報管理について説明を実施する。
課題	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成 リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	実務内容 研究者から相談対応窓口の設置 組織内の専門人材等育成の小委員会活動実施 学内外での説明会実施	ppt:P14 ・先端科学・イノベーション推進機構に相談窓 口を設置する。

別添資料 26 秘密情報管理検討状況（金沢大学）

構築したモデル

秘密情報の等級指定は、1，2レベルの2段階で、業務フロー、秘密情報の指定方法・管理方法、学生を共同研究に参画させる場合のインフォームド・コンセントも検討した（詳細は別添資料 26 を参照のこと）。

本部集約型で、秘密情報統括責任者の指示を受け、秘密情報業務責任者が定期的に監査を実施する。委員会は設置しない。

運営体制を右に示す。

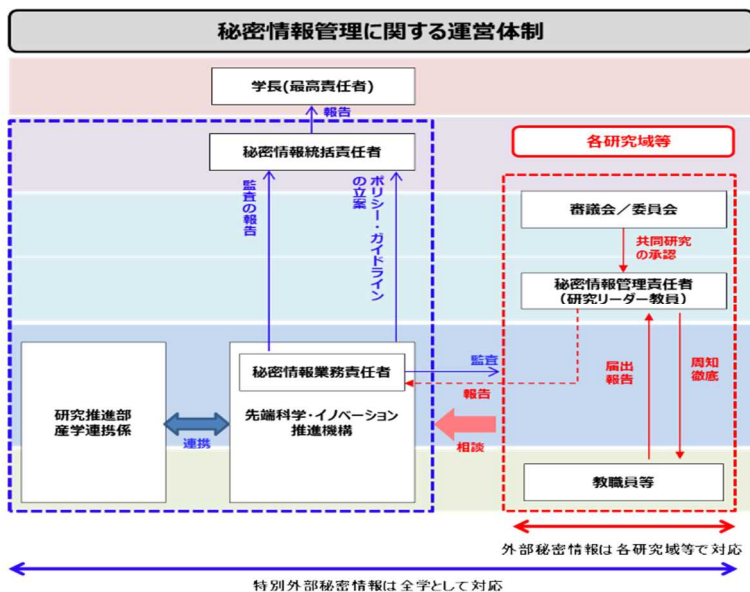


図3 秘密情報管理に関する運営体制（金沢大学）

等級の分類と指定

■ 外部秘密情報、特別外部秘密情報の2段階

外部秘密情報

① 通常の守秘義務が課された秘密情報

特別外部秘密情報

- ① 高度な秘密管理が要請され、本学が同意し、
- ② 必要な費用負担に対して相手方から同意を得た秘密情報管理方法については、相手方と協議の上決定する

業務フローを以下に示す。

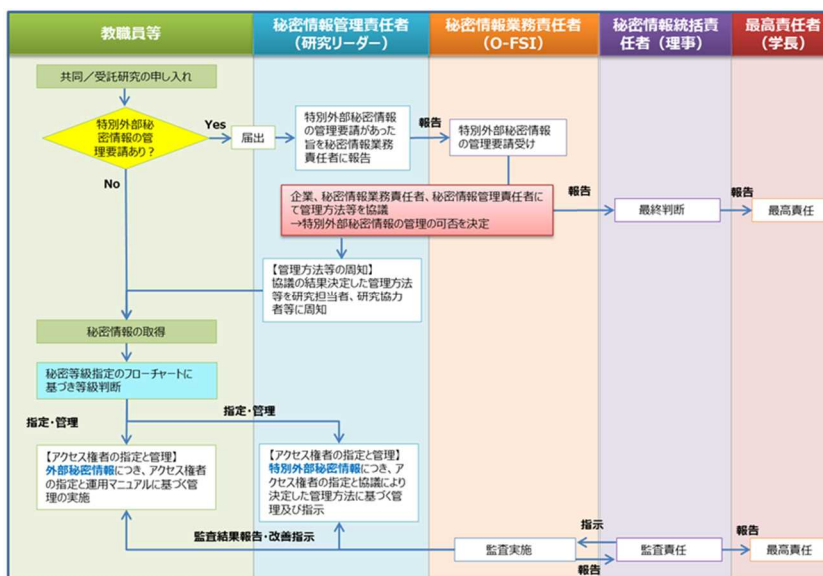


図4 秘密情報管理業務フロー（金沢大学）

2)-3-1-3 神戸大学

検討状況

リスクマネジメントモデル導入10か月のプロセスで設定した課題を検討した。ガイドライン、体制、業務フローは既に制定・構築済みであり、現在のシステムをさらにスパイラルアップするために各項目を見直した。具体的には、管理対象範囲の明確化、秘密情報等級設定と等級分けプロセス、共同研究参画の学生対応、大学内体制、マネジメントシステム等を検討した。

リスクマネジメントモデル事業 協力機関進捗報告相談会 報告資料

課題	1-1.保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定	実施内容	神戸大学
課題	1-1-1.大学が保有する秘密情報の全体像把握（情報） 情報の把握方法？ 留意点？	どのように把握したか？ 工夫した点？	「www.kobe-u.ac.jp only」と設定してGoogleにより、「秘密or守秘or機密or極秘」を検索 神戸大学規定集 (http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/)により、「秘密or守秘or機密or極秘」を検索 教員 ：研究上の秘密、契約上の秘密、安全保障輸出管理上の秘密、コンプライアンス業務の秘密、ハラスメント業務の秘密、利益相反業務の秘密、コンピュータシステムの秘密、附属病院の患者データの秘密、個人情報の秘密 職員 ：コンピュータシステムの秘密、工事請負契約、入札情報の秘密、個人情報の秘密 学生 ：学生学業の秘密、学生相談の秘密
課題	1-1-2.保有する情報の評価 分類・評価 運用マニュアルで管理すべき秘密情報の明確化 運用マニュアルで管理しない秘密情報を明確化	切り口は？ 箇条書きで記載し、その理由も記載 箇条書きで記載し、その理由も記載	主体（教員、職員、学生）に分類して、対象を把握した。 研究上の秘密、契約上の秘密情報 上記以外の秘密情報
課題	1-1-3.秘密情報の決定 対象項目明確化する。 具体例も明記する。	その理由は？箇条書きで記載ください。 その理由は？箇条書きで記載ください。	対象項目は、秘密情報を規定した産学連携に関する契約である。 秘密保持契約、MTA、共同研究契約、共同出願契約、特許実施契約中の秘密情報 秘密保持契約、MTA、共同研究契約、共同出願契約、特許実施契約中の秘密情報
課題	1-2.秘密情報の分類、情報漏えい対策		
	1-2-1.秘密情報の分類考え方 営業秘密のレベル設定をどうするか？	実施内容 いくつのレベルを設定？表を作成	外部（第三者、主に企業）からの秘密情報を2つのレベル分け ・外部秘密情報 ・特別外部秘密情報
	1-2-2.秘密情報の具体的な分類 レベルの呼称（企業との調整を検討）	実施内容 分かりやすいものとする	
	1-2-3.秘密情報の等級指定の考え方 研究室での対応を想定してまとめる	実施内容 レベル設定の基準？	以上の大枠は、神戸大学秘密情報管理ガイドラインとして改訂済み。
	1-2-4.秘密情報の具体的な等級指定方法 秘密情報を受け取る時を想定して作成	実施内容 フローチャートを作成	秘密保持契約、MTA、共同研究契約、共同出願契約、特許実施契約の契約締結時に、特別な管理が必要な秘密情報について、契約書案等で、外部者（主に企業）に注意喚起し、必要な場合は書面を提出してもらう。 ↓ 外部者から書面の提出があり、本学がリスクも考慮して、その必要性を認めた場合、特別外部秘密情報とする。ただし費用増加の場合は、企業負担を要請することもあり得る。
	1-2-5.等級に応じた情報漏えい対策の考え方 教職員が秘密情報管理の運用の手順、マニュアルを検討	実施内容 業務フロー、漏えい対策、表を作成 どこまでを秘密情報として管理するか？	以上の大枠は、神戸大学秘密情報管理ガイドラインとして改訂済み。
課題	1-3.秘密情報管理における学生等の扱い		
課題	1-3-1.学生を共同研究に参画させる場合の基本的な考え方 秘密保持、アカデミックフリーダム、インフォームを検討	実施内容 基本方針をまとめる	特別外部秘密情報は、学生には開示してはならない。
課題	1-3-2.インフォームド・コンセントの要件 どの程度の内容にするか？	実施内容 指導教官の心得をまとめる。箇条書きで記載	学生の自由意思を確保しなければならないことに留意する。 このため、誓約書雛形に、「私は、神戸大学〇〇研究科が実施・管理する「〇〇」に関する研究に参加するにあたり、 私の自由意思により 、次のとおり誓約します。・・・」
課題	1-3-3.具体的なインフォームド・コンセントの例 URAが同席・支援することを想定して	実施内容 フローチャート、同意書の作成	例えば、学生の誓約書への署名には、立会人としての署名を、教員以外の担持グループ員が行うことも検討したい。

1-4.秘密情報の管理に係る学内体制のあり方			神戸大学						
課題	1-4-1.学内体制構築に当たっての基本的な考え方	実施内容	9	10	11	12	1	2	3
	学内体制を構築するにあたり課題を抽出する	リスクマネジメントの内部統制をどう担保するかを記載							
	秘密情報管理委員会の設置を検討する	委員会の位置付けと役割を明記する	委員会は設置するにしても、簡素な形式での設置を検討する。 (利益相反マネジメント委員会の簡素版を想定。)						
	1-4-2.学内体制と本部・各部署の役割分担	実施内容							
	主管部門をどこに置くか 本部集約型か部局分散型の選択 役割分担を検討	体制図作成、役割と業務分担を明確にする 業務フロー明記する 実効性を検討する	主管部門は知財グループと各部署の契約担当 特別外部秘密情報のみ本部集約 外部秘密情報（従来の秘密情報）は各部署						
	1-4-3.秘密情報管理ポリシー	実施内容							
	秘密情報管理の基本的な考え方をまとめる	基本原則・対象範囲・濃淡管理・管理体制等を定め	知財ポリシー中の秘密情報管理ガイドラインを適用する。 (職員の守秘義務などを加筆して記載する。 ・・・独立のポリシーとはしない。						
	1-4-4.秘密情報管理ガイドライン	実施内容							
	ポリシーを遂行可能なものにするための必要事項を検討	等級分け、等級基準、等級指定、秘密情報管理（学 参画を含む）等を定める	すでに上記のように確立済みであるが、 見直しを行う。						
	1-4-5.秘密情報管理運用マニュアル	実施内容							
	具体的な管理項目と手法を検討	具体的にレベルごと、濃淡管理を実施	共同・受託研究の開始時と開始後に以下の 管理を行う。 【開始時】共同・受託研究契約の申込書 に、企業側からの記載を求める。「有」 の場合、管理方法を協議。 【開始後】全教員に対して、利益相反申 言書提出時に、特別外部秘密情報の有無 を確認してもらう。「有」の場合、管理 方法を協議。						
	2-1.学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化	実施内容							
	リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	マネジメントシステムを実効性のあるものとする 必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する	大学本部への説明を行う。						
	3-1.教員等への普及活動	実施内容							
	普及啓発活動の考え方をまとめる	普及啓発活動の方針と実行プランを策定する	内容が確定した後で、教授会等にて説明を行う。						
	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成	実施内容							
	リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	研究者から相談対応窓口の配置 組織内の専門人材育成の小集団活動実施 学内外での説明会実施	各部署に対して、研修等を行う。 12月上旬に近畿・中国地区の研修会を行う。						

別添資料 27 秘密情報管理検討状況（神戸大学）

構築したモデル

秘密情報の等級指定は、外部秘密情報、特別外部秘密情報の2段階で、業務フロー・秘密情報の指定方法・管理方法もイラスト入りで検討し大枠はガイドラインとして改訂済みである。学生を共同研究に参画させる場合のインフォームド・コンセントも検討し、特別外部秘密情報は学生には開示しないとし、誓約書の雛形を準備中である。今後の予定としてマネジメントシステムの大学本部説明、教授会での説明、学内説明・研修会のスケジュールを明示した（詳細は別添資料27を参照のこと）。

委員会は設置するにしても、簡素な形式での設置を検討する。（利益相反マネジメント委員会の簡素版を想定）。特別外部秘密情報のみ本部集約、外部秘密情報（従来の秘密情報）は各部局とする。

秘密情報の等級指定と管理方法

表4に秘密情報の等級管理方法を示す。

秘密保持契約、MTA、共同研究契約、共同出願契約、特許実施契約の契約締結時に、特別な管理が必要な秘密情報について、契約書案等で、外部者（主に企業）に注意喚し、必要な場合は書面を提出してもらう。

外部者から書面の提出があり、本学がリスクも考慮して、その必要性を認めた場合、特別外部秘密情報とする。ただし費用増加の場合は、企業負担を要請することもあり得る。

表4 秘密情報管理等級指定方法（神戸大学）

特別外部秘密情報の管理要請	要請の時期	認定または不認定	対応
特別外部秘密情報の申込が「無」の場合	従来の教員による管理を行う。		
特別外部秘密情報の申込が「有」の場合	開始時に「有」の場合	両者協議により認定の場合	開始時から、教員による管理に加えて、ガイドラインに従って本部も管理を行う。
		両者協議により不認定の場合	従来の教員による管理を行う。
	開始後に「有」の場合	両者協議により認定の場合	開始後から、教員による管理に加えて、ガイドラインに従って本部も管理を行う。
		両者協議により不認定の場合	従来の教員による管理を行う。

図5、図6_1、図6_2に特別外部秘密情報の要請の有無、認定の適否の場合について情報の取り扱いを示す。

営業秘密＝有用であり、非公知であって、秘密として管理されている情報。
不正競争防止法によって、無断使用すると懲役10年以下、罰金3億円以下

特別外部秘密情報＝不正競争防止法にいう営業秘密に該当するものであって、
特別な管理の要請があり、この要請を本学が認めたもの。

特別外部秘密情報は、要請の有無、認定の適否によって、以下のように取り扱われる

特別外部秘密情報の申込が「無」の場合

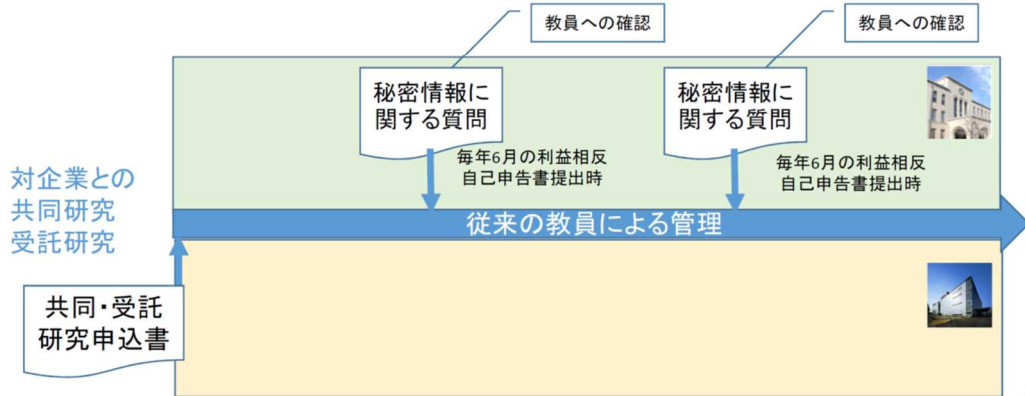


図5 特別外部秘密情報の申し込みがない場合の情報の取り扱い（神戸大学）

特別外部秘密情報の申込が開始時「有」の場合（例：企業のシーズ）

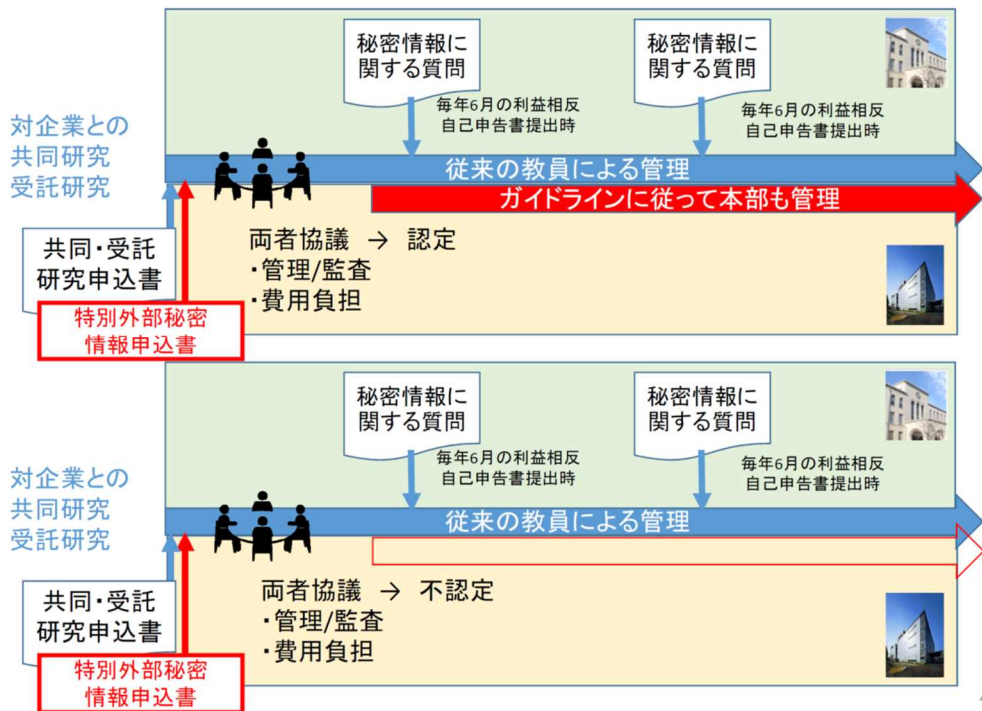


図6_1 特別外部秘密情報取扱い（神戸大学）

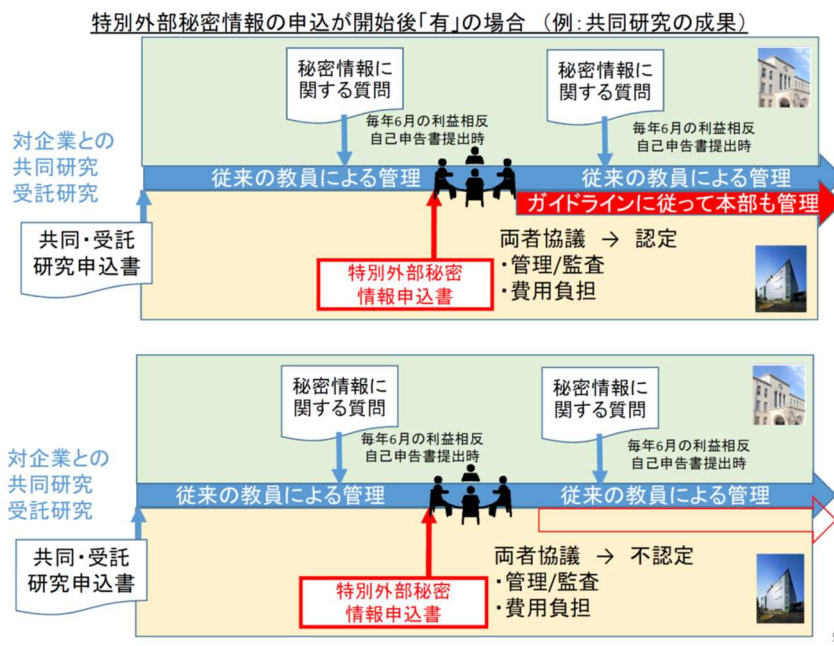


図 6_2 特別外部秘密情報取扱い（神戸大学）

2)-3-1-4 九州大学

検討状況

リスクマネジメントモデル導入 10 か月のプロセスで設定した課題を検討した。規定、体制、業務フローは既に制定・構築済みであるが、それらを課題と照らし合わせた。具体的には、管理対象範囲の明確化、秘密情報等級設定と等級分けプロセス、共同研究参画の学生対応、大学内体制、マネジメントシステム等である。

リスクマネジメントモデル事業 協力機関進捗報告相談会 報告資料

課題	1-1.保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定		九州大学
課題	1-1-1.大学が保有する秘密情報の全体像把握（情報）	実施内容	
	情報の把握方法？	どのように把握したか？ 工夫した点？	管理すべき秘密情報の限定 ①大学等で創出される秘密情報等 ②企業等の営業秘密及び連携関係情報等 情報管理は教員が行う→管理手法をマニュアル化（全学統一）
	留意点？		
課題	1-1-2.保有する情報の評価	実施内容	
	分類・評価	切り口は？	①、②の情報について、ファイル簿にファイルタイトルや保存期間、機密区分等を登録。 ①、②に限定。 ①、②以外、個人情報等も別。
	運用マニュアルで管理すべき秘密情報の明確化 運用マニュアルで管理しない秘密情報を明確化	箇条書きで記載し、その理由も記載 箇条書きで記載し、その理由も記載	
課題	1-1-3.秘密情報の決定	実施内容	
	対象項目明確化する。	その理由は？箇条書きで記載ください。	
	具体例も明記する。	その理由は？箇条書きで記載ください。	
課題	1-2.秘密情報の分類、情報漏えい対策		
課題	1-2-1.秘密情報の分類考え方	実施内容	
	営業秘密のレベル設定をどうするか？	いくつのレベルを設定？表を作成	レベル設定はしない
課題	1-2-2.秘密情報の具体的な分類	実施内容	
	レベルの呼称（企業との調整を検討）	分かりやすいものとする	「機密」（主に②）、 「部外秘」（主に①）
課題	1-2-3.秘密情報の等級指定の考え方	実施内容	
	研究室での対応を想定してまとめる	レベル設定の基準？	秘密期間等取扱いは原則として契約書に従う。
課題	1-2-4.秘密情報の具体的な等級指定方法	実施内容	
	秘密情報を受け取る時を想定して作成	フローチャートを作成	ファイル簿作成時に指定。
課題	1-2-5.等級に応じた情報漏えい対策の考え方	実施内容	
	教職員が秘密情報管理の運用の手順、マニュアルを検討	業務フロー、漏えい対策、表を作成 どこまでを秘密情報として管理するか？	マニュアル作成済み。 ファイル簿をもって保管場所等をリスト化し、教員の意識付けを図る。
課題	1-3.秘密情報管理における学生等の扱い		
課題	1-3-1.学生を共同研究に参画させる場合の基本的な考え方	実施内容	
	秘密保持、アカデミックフリーダム、インフォームを検討	基本方針をまとめる	秘密保持については教員と同様。
課題	1-3-2.インフォームド・コンセントの要件	実施内容	
	どの程度の内容にするか？	指導教官の心得をまとめる。箇条書きで記載	指導教官（教員）の責任で実施する。
課題	1-3-3.具体的なインフォームド・コンセントの例	実施内容	
	URAが同席・支援することを想定して	フローチャート、同意書の作成	同意書をとる。

1-4.秘密情報の管理に係る学内体制のあり方		九州大学
課題	1-4-1.学内体制構築に当たっての基本的な考え方	実施内容
	学内体制を構築するにあたり課題を抽出する 秘密情報管理委員会の設置を検討する	リスクマネジメントの内部統制をどう担保するかを記載 委員会の位置付けと役割を明記する
		規程第5条 営業秘密管理統括責任者：総長が指名する理事（現在は産学連携担当理事） 営業秘密管理部局責任者：各部長 管理責任者：各部署内の業務分掌単位の長（すなわち各研究室の責任者（研究者）） 学術研究・産学官連携本部会議（月2回開催）で報告 必要に応じて産学連
課題	1-4-2.学内体制と本部・各部署の役割分担	実施内容
	主部署をどこに置くか 本部集約型か部局分散型の選択 役割分担を検討	体制図作成、役割と業務分担を明確にする 業務フロー明記する 実効性を検討する
		学術研究・産学官連携本部（研究推進部産学・社会連携課） 体制・責任は本部集約型。実務は部局分散型。 各研究者の実施を念頭に詳細なマニュアルを用意。
課題	1-4-3.秘密情報管理ポリシー	実施内容
	秘密情報管理の基本的な考え方をまとめる	基本原則・対象範囲・濃淡管理・管理体制等を定める
		地域や社会等を含め多様な大学のステークホルダーとの間で構築された関係をより強固にしておくためには、自らが生み出した成果を確保するだけでなく、各関係者と取り交わす秘密情報についても管理を徹底し信頼を得ることが重要である。九州大学が組織として営業秘密を適切に管理する必要がある。（指針第1項参照） 九州大学は、研究成果は公表することが前提であることを念頭に置き、過度の研究情報の秘密管理によって大学本来のミッションを損なうことがないように配慮する。（指針第3項参照）
課題	1-4-4.秘密情報管理ガイドライン	実施内容
	ポリシーを遂行可能なものにするための必要事項を検討	等級分け、等級基準、等級指定、秘密情報管理（学生 参画を含む）等を定める
		マニュアルに定める。
課題	1-4-5.秘密情報管理運用マニュアル	実施内容
	具体的な管理項目と手法を検討	具体的にレベルごと、濃淡管理を実施
		大学で創出される秘密情報等：「部外秘」、企業等の営業秘密及び連携関連情報：「機秘」 →電子媒体、紙媒体それぞれの管理手法についてマニュアルに定める。
課題	2-1.学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化	実施内容
	リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	マネジメントシステムを実効性のあるものとするために、 必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する
		総長の指示のもと担当理事が統括責任者となることでリーダーシップと実効性を担保する。 実務においては営業秘密（秘密情報）を扱うのは研究者であることから、研究者自身が確実に対処できるよう統一のマニュアルを策定した。
課題	3-1.教員等への普及活動	実施内容
	普及啓発活動の考え方をまとめる	普及啓発活動の方針と実行プランを策定する
		学術研究・産学官連携本部が各キャンパス等をキャラバンで巡回し説明会を実施中。
課題	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成	実施内容
	リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	研究者から相談対応窓口の配置 組織内の専門人材等育成の小集団活動実施 学内外での説明会実施
		相談対応は学術研究・産学官連携本部が行う。国際法務室も主に法務的観点から随時支援を行う。 上記の通り。

別添資料 28 秘密情報管理検討状況（九州大学）

構築したモデル

秘密情報の等級指定は、学内情報と、外部情報に分け、共に等級を設けない。業務フロー・秘密情報の指定方法・管理方法も既に確立されており、規定化・マニュアル化されている。学生を共同研究に参画させる場合のインフォームド・コンセントについては、教員と同等の守秘義務を課し、同意書に署名させる。秘密情報管理は、研究者自らがより現実的かつ確実に対応できるよう、学内統一の作業マニュアルを策定し、学内に徹底するようにしている。学術研究・産学官連携本部が各キャンパス等をキャラバンで巡回し研究者向け説明会を実施。相談対応は学術研究・産学官連携本部が行うが、国際法務室も主に法務的観点から随時支援を行っている（詳細は別添資料 28 を参照）。

体制・責任

本部集約型。実務は部局分散型（規程第5条参照）

営業秘密管理統括責任者：総長が指名する理事（現在は産学連携担当理事）

営業秘密管理部局責任者：各部長

管理責任者：各部署内の業務分掌単位の長（すなわち各研究室の責任者（研究者））

学術研究・産学官連携本部会議（月2回開催）で報告 必要に応じて学術研究・産学官連携推進委員会に付議する。

秘密情報の等級分けと指定

「極秘」・「部外秘」の2種類とする。レベル設定はしない

表5 秘密情報の指定（九州大学）

1. 大学で創出される秘密情報等

- ① 教職員等が独自に創作した発明等について権利化前に秘密管理すべき情報
- ② 外国為替及び外国貿易法(外為法)に抵触する恐れのある未公開研究情報

部外秘
として管理

2. 企業等の営業秘密及び連携関連情報等

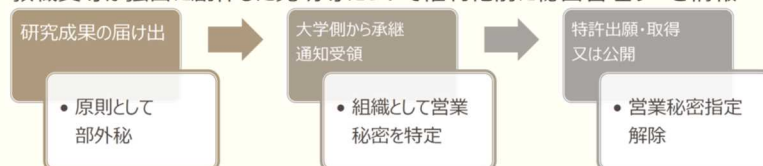
- ① 企業等の営業秘密等
- ② 秘密管理指定を受けた研究成果情報
- ③ 研究契約書（共同研究、受託研究等）
- ④ 秘密保持契約書（NDA）
- ⑤ 打合せ資料（技術データ、アジェンダ、議事録等）

極秘
として管理

※**営業秘密の対象となるのは、文書、図画、写真、図書、磁気テープ、CD-ROM、DVD、ハードディスクドライブその他情報を記載又は記録したものの。**

「大学で創出される秘密情報等」の取扱いについて

- ① 教職員等が独自に創作した発明等について権利化前に秘密管理すべき情報



- ② 外国為替及び外国貿易法(外為法)に抵触する恐れのある未公開研究情報

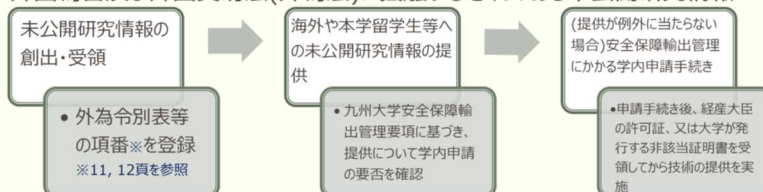


図7 大学で創出される秘密情報の取扱いについて（九州大学）

「企業等の営業秘密及び連携関連情報等」の取扱いについて

1. 研究テーマ（連携先企業）別にファイルを作成する。ファイルタイトルは「**研究テーマ（連携先企業名）**」とする。
2. ファイルの中身を下記①～⑤のいずれかに分類し、**分類名及び年月日を付したインデックス**を付ける。
 - ① 企業等の営業秘密等
 - ② 秘密管理指定を受けた研究成果情報
 - ③ 研究契約書（共同研究、受託研究等）
 - ④ 秘密保持契約書（NDA）
 - ⑤ 打合せ資料（技術データ、アジェンダ、議事録等）
3. 「文書ファイル管理簿」に登録する。
 - ファイルはすべて「**極秘**」扱いとし、原則として**5年間保存**する。
 - 各ファイルに「**極秘**」の**朱書き又は押印**（シールでも可）を行う。電子媒体も同様の扱いとする。

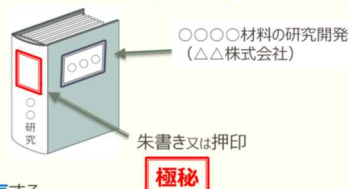


図8 企業等の営業秘密及び連携関連情報等の取扱いについて（九州大学）

2)-3-2 安全保障輸出管理

2)-3-2-1 北海道大学

検討状況

リスクマネジメントモデル導入 10 か月のプロセスで設定した課題を検討した。

リスクマネジメントモデル事業 協力機関連携報告相談会 報告資料

課題	1-1.安全保障輸出管理対象の明確化		北海道大学
課題	1-1-1.大学が管理すべき管理対象の検討	実施内容	
	情報の把握方法？ 貿易管理、輸出管理、安全保障輸出管理どこまでカバーするのか？	どのように把握したか？ 工夫した点？	安全保障輸出管理に限定
課題	1-1-2.管理対象	実施内容	
	海外の輸出入貨物、技術提供、受入のどこまでカバーするか？ 運用マニュアルで管理すべき条件の明確化	切り口は？ 箇条書きで記載し、その理由も記載	名古屋大学のリーフレットを参考にまとめる予定 現在は中間・出口管理は機微度の高いものに限定
課題	1-2.審査・該非判定のプロセス確立	実施内容	
	管理対象の決定 対象項目明確化する。 具体例も明記する。	表を作成 具体例も、箇条書きで記載ください。	基本的に名古屋大学の表10と同じ
課題	1-2-1.審査・該非判定の考え方	実施内容	
	該非判定のポイント	ポイントを箇条書きにし、留意点も付記する。	様式に必要な事項を記入することで、濃淡状態を把握し、次のステップの必要性の有無を確認できる仕組みとする
	1-2-2.審査・該非判定のプロセス	実施内容	
	プロセスを明確化する。	プロセスをビジュアルで分かりやすいものとする	プロセスをフローチャートにより分かりやすいものとする（参考1.2）
	使用するツールを明示する。	貨物・技術・受入などの申請用紙を確立する。 審査・該非判定の書式や定型文を確立する。	フローチャートに使用する様式を明示する（参考1）
課題	1-3.安全保障輸出管理規程の策定	実施内容	
	1-3-1.安全保障輸出管理規程の基本的な考え方 基本方針をまとめる（既に策定済みの機関も見直し）	外為法と学内規程の隙間を明確にする。	次回規定改定時に検討する
課題	1-3-2.安全保障輸出管理規程	実施内容	
	規程に盛り込む事項と、盛り込まないことを分ける。	盛り込まないことは、 運用マニュアルを作成し記載する。	基本的な内容は、盛り込んでいたとの認識 ・「開発等」について貯蔵を含めたものと定義し、通常兵器も同じものを 使用している附った事例が散見される ・学生についても規定があった方が良くないか？ ・懲罰は規定していない 就業規則との整合性の観点から
課題	1-4.安全保障輸出管理に係る学内体制のあり方	実施内容	北海道大学
	1-4-1.学内体制構築に当たっての基本的な考え方 学内体制を構築するにあたり課題を抽出する 安全保障輸出管理委員会の設置を検討する	リスクマネジメントの内部統制をどう担保するかを記載 委員会の位置付けと役割を明記する	安全保障輸出管理委員会を設置。担務は： ・取引審査 ・一時部局の該非判定の確認 専門部署の設置と委員会の併存
課題	1-4-2.学内体制と本部・各部局の役割分担	実施内容	
	主管部門をどこに置くか 本部集約型か部局分散型の選択 役割分担を決める	体制図作成、役割と業務分担を明確にする 業務フロー明記する 実効性を検討する	北海道大学安全保障輸出管理体制参照 部局分散型；輸出管理フロー参照
課題	1-5.実効的・効率的なシステム構築へ向けて	実施内容	
	1-5-1.機微技術の把握と濃淡管理 技術流出防止へ向けての、輸出管理の基本的な考え方をまとめる	例えば、研究者保有技術の機微度の把握 留学生・外国人研究者への啓発活動	基本的には教員向けのFDをしっかりと実施してリテラシーを高めることが喫 緊の課題と認識し、対応中。 研究者保有技術の機微度の把握については、例えば資産（50万円以上）或 いは管理備品（10万円以上）の新規購入の単位で該非判定を集めることと してそれを教員のところで保管、該非情報のみを本部に集めることを検討 したい。
課題	1-5-2.電子化対応	実施内容	
	実行的・効率的な輸出管理構築へ向けての考え方をまとめる	申請業務の効率向上、審査・判定業務をプレのない 効率の良いシステムとするための方策をまとめる	電子化はシステム導入による業務効率向上と、カスタマイズやEU化等の法 令改正費用を勘案して決定したい。電子化は当面Excelベースで十分か
課題	1-6.マネジメントシステムの考え方	実施内容	
	個人の管理から組織の管理へ実効的・効率的なマネジメントシステム の在り方を検討する	輸出管理システムを一連の業務として捉え、 PDCAが回り改善がなされるシステムとする	業務監査で問題を吸い上げ全学に展開、次の行動に繋げることでPDCAが 回り改善がなされるシステムとする
課題	2-1.学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化	実施内容	
	リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	マネジメントシステムを実効性のあるものとするために、 必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する	総長は工学研究院出身のため、輸出管理に理解有り。 総長コメントを学内浸透に活用している
課題	3-1.教員等への普及活動	実施内容	
	普及啓発活動の考え方をまとめる	普及啓発活動の方針と実行プランを策定する	フットワークで稼いで現場の問題を吸い上げる 専用ホットラインの設置
課題	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成	実施内容	
	リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	研究者から相談対応窓口の配置 組織内の専門人材等育成の小集団活動実施 学内外での説明会実施	研究者から相談対応窓口の配置：部局内アドバイザー 学内の説明会：工学部FD他、機微度の高い所を中心に 学外での説明会実施：学外は室蘭工大、北見工大

別添資料 29 安全保障輸出管理検討状況（北海道大学）

構築したモデル

安全保障輸出管理委員会を設置。担務は：輸出等の取引の該非判定及び取引審査、輸出管理に係る教育、輸出管理に係る監査の実施等、専門部署の設置と委員会の併存を検討中である。(別添資料 29 参照)

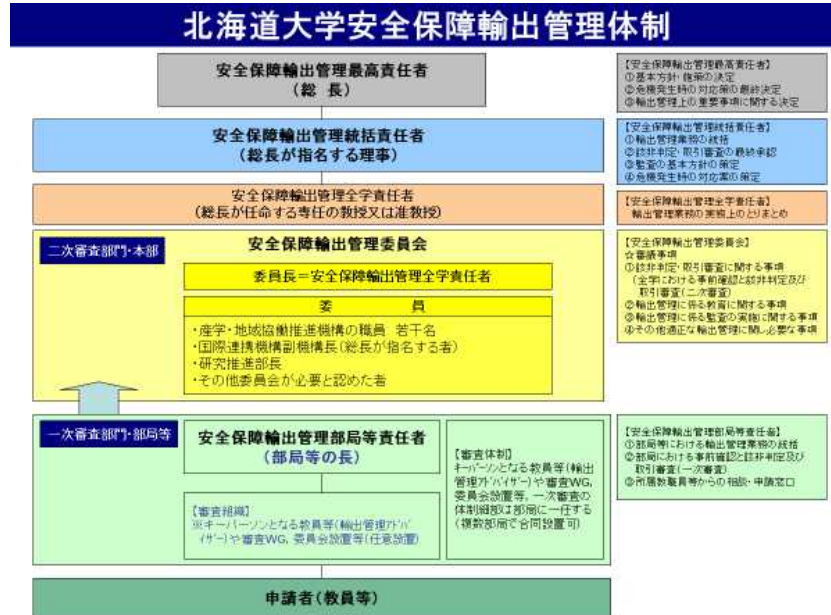


図 9 安全保障輸出管理体制 (北海道大学)

該非判定プロセス



図 10 輸出管理業務フロー (北海道大学)

実効的・効率的なシステム構築

基本的には教員向けの FD をしっかり実施してリテラシーを高めることが喫緊の課題と認識し、対応中。

電子化はシステム導入による業務効率向上と、カスタマイズや EU 化等の法令改正費用を勘案して決定したい。電子化は当面 Excel ベースで十分かと考えている。

濃淡管理

研究者保有技術の機微度の把握については、例えば資産（50 万円以上）或いは管理備品（10 万円以上）の新規購入の単位で該非判定を集めることとしてそれを教員のところで保管、該当情報のみを本部に集めることを検討したい。

留学生等からの技術流出防止

出口管理では、英語しか理解できない留学生が増えていることに対応して、外為法関連の英語サイトを紹介している。

2)-3-2-2 徳島大学

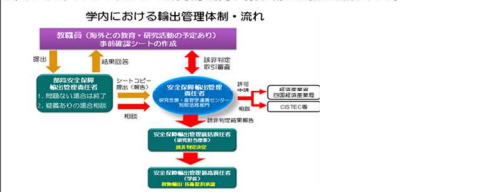
検討状況

リスクマネジメントモデル導入 10 か月のプロセスで設定した課題を検討した。

課題	1-1.安全保障輸出管理対象の明確化		徳島大学
課題	1-1-1.大学が管理すべき管理対象の検討 情報の把握方法？	実施内容 どのように把握したか？	・海外に出張する際は必ず外国出張・外国研修用の事前確認シートを提出してもらっている。事前確認シートの内容から学内全体の取引の流れを確認している。 ・輸入や輸出全般のことについての業務は、基本的には行っていないが、相談があった場合は、できる限り国内法令等を参照して対応している。
課題	貿易管理、輸出管理、安全保障輸出管理どこまでカバーするのか？	工夫した点？	
課題	1-1-2.管理対象 海外の輸出入貨物、技術提供、受入のどこまでカバーするか？ 運用マニュアルで管理すべき案件の明確化	実施内容 切り口は？ 箇条書きで記載し、その理由も記載	(適用範囲) 本学の役員及び職員が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出 (事前確認シートの種類) ・貨物輸出・技術提供用・海外機関等との共同研究等・留学生受入用・外国人研究者等の受入用・外国出張・外国研修用 (理由) 5種類の事前確認シートがあり、対象とする大学における活動をひとまとまりで申請することが可能
課題	管理対象の決定 対象項目明確化する。 具体例も明記する。	実施内容 表を作成 具体例も、箇条書きで記載ください。	対象項目 ・貨物輸出・技術提供(貨物の輸出の例:GaN系半導体基板(工学部)、炭素繊維、有機繊維、無機繊維(工学部)、EM-CCDカメラ(工学部)) ・プラズマDNA(工学部、生物資源工学部)、複写機(工学部)、ニュートラルネットワークを用いた構築回路(理工学部)、無人航空機、ドローン(工学部)海外機関等との共同研究等、留学生受入、外国人研究者等の受入、外国出張・外国研修
課題	1-2.審査・該当判定のプロセス確立 1-2-1.審査・該当判定の考え方 該当判定のポイント	実施内容 ポイントを箇条書きにし、留意点も付記する。	(貨物の輸出) ・該当判定:メーカー発行該当証明書を確認(購入品の場合)項目別対比表等を用いて確認 ・取引審査:仕向国の確認、用途の確認、需用者の確認 (技術の提供)貨物の輸出と同様 (受入れ研究者・留学生も受入)技術の提供と同様 ・経済産業省・安全保障貿易管理ホームページ「貨物・技術のマトリックス表」リンク先を当センターHP上に表示。ヒアリング時は安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び項目別対比表(該当判定用)を使用、ヒアリング時は以下の項目別対比表(該当判定用)を使用、ヒアリング時は以下の項目についての該当判定(リスト規制)及び取引審査(キャッチオール規制)を実施する。 (共同研究等の受入) 研究室の物品・機器、共同研究に係る技術内容 (留学生・外国人研究者等の受入れ) 研究室の物品・機器、提供(教育)する技術内容 (外国出張・外国研修) 持参する物品・機器、提供する技術内容
課題	1-2-2.審査・該当判定のプロセス プロセスを明確化する。	実施内容 プロセスをビジュアルで分かりやすいものとする	
	使用するツールを明示する。	貨物・技術・受入などの申請用紙を確立する。	別添の事前確認シートを参照
		審査・該当判定の書式や定型文を確立する。	別添の該当判定・取引審査票を参照
課題	1-3.安全保障輸出管理規程の策定		
課題	1-3-1.安全保障輸出管理規程の基本的な考え方 基本方針をまとめる(既に策定済みの機関も見直し)	実施内容 外為法と学内規程の関係を明確にする。	・規定及び運用において、輸出者等の遵守基準の「輸出等を行うに当たって遵守する基準」及び「リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準」の遵守が必要 (外為法との関係) ・外国人研究者、留学生について、入国後6か月を超える場合も、輸出管理上のチェックを行っている。 ・海外での学会参加等の場合も、事前確認シートを提出してもらっている。
課題	1-3-2.安全保障輸出管理規程 規程に盛り込む事項と、盛り込まないことを分ける。	実施内容 盛り込まないことは、運用マニュアルを作成し記載する	・学内の手順、事前確認シートの改定などは、規程等に明文化せず、必要に応じ安全保障輸出管理統括責任者と事務部門の責任者の会議で決定している。 ・改定等があった場合は、学内にシターとして配信している。 ・事前確認シートの作成の注意点は、HPや説明会等で周知している。 ・引継ぎの際に使用する運用マニュアルを作成している。

課題	1-4.安全保障輸出管理に係る学内体制のあり方	徳島大学
課題	1-4-1.学内体制構築に当たっての基本的な考え方 学内体制を構築するにあたり課題を抽出する 安全保障輸出管理委員会の設置を検討する	実施内容 リスクマネジメントの内部統制をどう担保するかを記載 委員会の位置付けと役割を明記する
課題	1-4-2.学内体制と本部・各部署の役割分担 主管部門をどこに置くか 本部集約型か部局分散型の選択 役割分担を決める	実施内容 体制図作成、役割と業務分担を明確にする 業務フロー明記する 実効性を検討する
課題	1-5.実効的・効率的なシステム構築へ向けて 1-5-1.機械技術の把握と濃淡管理 技術流出防止へ向けての、輸出管理の基本的な考え方をまとめる	実施内容 例えば、研究者保有技術の機微度の把握 留学生・外国人研究者への啓発活動
課題	1-5-2.電子化対応 実行的・効率的な輸出管理構築へ向けての考え方をまとめる	実施内容 申請業務の効率向上、審査・判定業務をブレのない 効率的なシステムとするための方策をまとめる
課題	1-6-1.マネジメントシステムの考え方 個人の管理から組織の管理へ実効的・効率的なマネジメントシステ ムの在り方を検討する	実施内容 輸出管理システムを一連の業務として捉え、 PDCAが回り改善がなされるシステムとする
課題	2-1.学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化 リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	実施内容 マネジメントシステムを実効性のあるものとするために、 必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する
課題	3-1.教員等への普及活動 普及啓発活動の考え方をまとめる	実施内容 普及啓発活動の方針と実行プランを策定する
課題	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成 リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	実施内容 研究者から相談対応窓口の設置 組織内の専門人材等育成の小集団活動実施 学内外での説明会実施

・学内全体での安全保障輸出に対する意識対策が向上・浸透しておかなくてはならない。
(学内で重要であると周知や認識があれば容易に協力が得やすい。)
・過去に学内の研究者が事件を起こした社会的な問題があれば、意識は高く推進しやすいが、事件がないことが望ましい。
・事例を多く提示し、最悪の結果に陥るシミュレーションを提案する方法が、一番効果が高いと考えられる。
・意識付けができて、リスク対策の優先順位が高くなり、組織での活動が容易になると考えられる。
・リスクマネジメントの運用は、最高責任者となる学長の承認や協力を得ることで、研究者にとって重要だ、という周知と認識ができる。



部局に部局安全保障輸出管理責任者を配置し、部局単位での輸出管理に関する一次審査を実施する。
一次審査で内容に疑義がある又は判断できない案件に関して、研究支援・産官学連携センター知財法務部門で二次審査を実施している。また、知財法務部門では、『部局確認』で収集した一次審査情報のリスク分析、リスク調査と対策の策定と実施、評価・改善のスパイラルで実施している。評価・改善を通じ、継続的な対策をすることで、リスクマネジメントの形骸化を防ぎ、現状に則して対策を立案している。

これまで、徳島大学独自の標準を用いて、紙ベースでの確認・決断を行っていたが、経済産業省の『安全保障貿易に係る機械技術管理ガイドライン(大学・研究機関用) 第三版』に準拠した標準を用いた電子申請システムの導入を検討している。

外国ユーザーに掲載された大学からの研究者受入れや共同研究が発生した際、主管部門である研究支援・産官学連携センター知財法務部門で関係者にヒアリングを実施している。情報収集した結果を部門内で明確にし、問題が認められる場合は、安全保障輸出管理統括責任者である研究担当理事にエスカレーションするルールとなっている。組織内で最速な対応をスムーズに実施する仕組みになっている。

安全保障輸出管理統括責任者である研究担当理事に状況を報告している。リスクは周囲の環境によって常に変化するため、規程や基準では対応しきれない事態や新たなリスクに対応するため、規程や審査基準を定期的に見直ししている。

リスクへの意識は、薄れてしまいがちであるため、学内説明会を年2回実施し、また定期的に安全保障輸出管理の研修を実施することで、学内の研究者や職員・学生のリスク意識を高く保持させている。この教育目的は、リスク意識を継続させるために継続的な教育・訓練が不可欠であり、この研究者レベルでの的確なリスクマネジメント対応が、被害の拡大を抑制を可能とするためである。

更に、四国5大学による安全保障輸出管理の実務担当者を対象にした四国地区大学輸出管理ネットワークを、毎年2回開催しディスカッションを行い情報の連携を実施している。

研究者や職員・学生に対して、安全保障輸出におけるリスク管理意識を高めるため、外部から講師を招聘し研修会を定期的に実施している。講師にはOISTECや、経済産業省安全保障貿易管理コーディネーター制度を活用している。OISTECの大会員になっている。

別添資料 30 安全保障輸出管理検討状況 (徳島大学)

構築したモデル

規定、体制、業務フローは既に制定・構築済みであり、業務監査等によりPDCAが廻り改善がなされるシステムとする検討をおこなった。現在のシステムをさらにスパイラルアップするために各項目を見直した。実効的・効率的なシステム構築に向け電子申請対応を検討中である (別添資料 30 参照)。

部局に部局安全保障輸出管理責任者を配置し、部局単位での輸出管理に関する一次審査を実施する。

一次審査で内容に疑義がある又は判断できない案件に関して、研究支援・産官学連携センター知財法務部門で二次審査を実施している。また、知財法務部門では、『部局確認』で収集した一次審査情報のリスク分析、リスク調査と対策の策定と実施、評価・改善のスパイラル

ルで実施している。評価・改善を通じ、継続的な対策をすることで、リスクマネジメントの形骸化を防ぎ、現状に則して対策を立案している。

また規程の改定や輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理専門委員会が置かれている。大学の該非判定、取引審査、例外適用等に関する決定については、輸出管理責任者が責任をもって判断している。

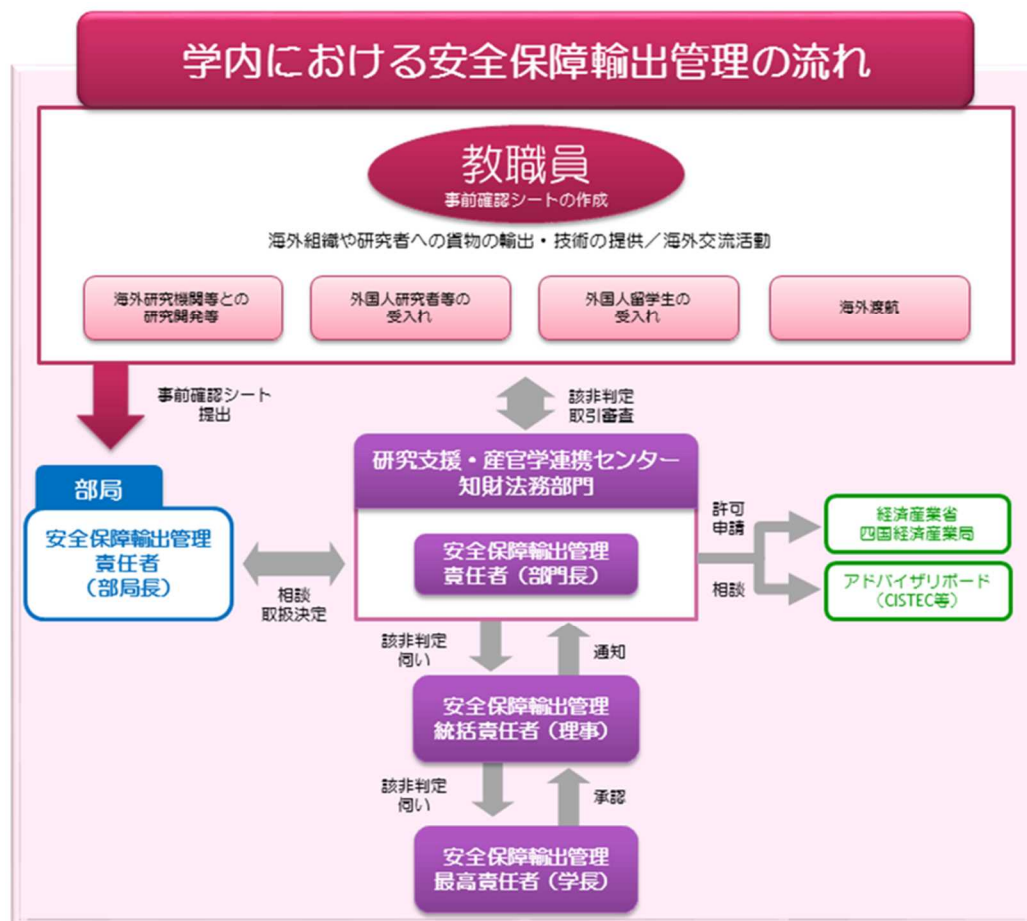


図 11 安全保障輸出管理の流れ (徳島大学)

実効的・効率的なシステム構築

外国ユーザーリストに掲載された大学からの研究者受入れや共同研究が発生した際、主管部門である研究支援・産官学連携センター知財法務部門で関係者にヒアリングを実施している。情報収集した結果を部門内で明確にし、問題が認められる場合は、安全保障輸出管理統括責任者である研究担当理事にエスカレーションするルールとなっている。組織内で最適な対応をスムーズに実施する仕組みになっている。

またこれまで、徳島大学独自の帳票を用いて、紙ベースでの確認・決裁を行っていたが、経済産業省の『安全保障貿易に係わる機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版』に準拠した帳票を用いた電子申請システムの導入を検討している。

濃淡管理

貨物・技術・研究者受入れに対して、任意で一部を審査するのではなく、海外出張や留学生・外国研究者受入れを含め、外国への貨物の提供・技術提供について、全件を確認していて、特に濃淡管理は行っていない。

マネジメントシステム構築

Plan(中期計画、年度計画) は立案されているか?)

・大学の中期計画・年度計画に輸出管理に関する計画は掲げられていないが、以下、知財法務部門で個別に計画を立案し、業務を実施している。

(年度計画)

- ・年度初めに、前年度の活動状況を参考に、当該年度の計画を立てている。
- ・年度計画(案)は知財法務部門及び産学連携・研究推進課の輸出管理担当で決定している。

(中期計画)

・2年程前に輸出管理の電子申請システム導入に向けて立案しており、現在システム導入のための準備を行っている。学内でのシステム運用開始は2018年9月を予定している。

Do (年計の課題進捗管理はなされているか?)

・輸出管理の担当者が年度計画に沿って動いている為、スケジュール変更等があれば、輸出管理責任者に報告し、輸出管理作業部会(2週間毎に開催)で内容を再検討し、修正している。

Check(課題解決策が有効に機能したか?)

- ・課題は、輸出管理作業部会で議論し、対応している。
- ・課題内容により、産学連携・研究推進課に入ってもらい、事務側の意見をもらい業務を進めている。

Action (未解決・新たな課題に対する改善策揭示?)

・課題によっては、部局事務担当者の意見を必要とする事もあるので、協力を得ることができるよう部局事務担当者とのネットワークをさらに強化する必要があると考えている。

- ・トップマネジメント采配を頂くには?
- ・制度や体制が確立されている。
- ・経済産業省への許可申請について輸出管理責任者では判断できない課題があった場合、経済産業省や CISTEC 等より意見をもらった上で、輸出管理統括責任者(研究担当理事)へ報告し(場合によっては輸出管理最高責任者(学長)にも)、学内の判断を行う体制を確立している。その他、電子申請システムの導入など大きな運用変更についても、担当理事、学長と相談し、進めている。
- ・Action Plan が魅力あるものになっている。
- ・現在行っている ACTION PLAN で、問題なく輸出管理を実施できていると考えている。

2)-3-2-3 九州大学

検討状況

リスクマネジメントモデル導入 10 か月のプロセスで設定した課題を検討した。

リスクマネジメントモデル事業 協力機関 進捗報告相談会 報告資料

課題	1-1.安全保証輸出管理対応の明確化		九州大学
課題	1-1-1.大学が管理すべき管理対象の検討	実施内容 情報の把握状況？ どのよう把握したか？	安全保証輸出管理はコンプライアンスとして学内統制を徹底する。とくに「技術の提供」の管理は適宜に学内の標準を踏襲しないようには組み「統制」にし、研究者のコンプライアンス意識の醸成とのバランスを考慮して構築している。
課題	1-1-2.管理対象	実施内容 海外の輸出入貨物、技術提供、受入のどこまでカバーするか？ 運用マニュアルで管理すべき範囲の明確化	「貨物の輸送」は輸送するすべての貨物 「技術の提供」は主に学内以外に提供する場合
課題	1-1-3.管理対象の決定	実施内容 対象を明確化する。 具体例も記載する。	上記の通り。
課題	1-2.審査・是非判定のプロセス確立	実施内容 1-2-1.審査・是非判定の考え方 1-2-1.審査・是非判定のポイント	「貨物の輸送」は原則としてメーカーに判定を依頼。 技術の提供等その他は研究者とアテリング等を行い国際法務室で実施する。
課題	1-2-2.審査・是非判定のプロセス	実施内容 プロセスを明確化する。	プロセスは明確化、標準化している。審査等対応態を整備し周知している。いずれの管理にも申請用紙を使用している。申請を受け付け確認したものについては、大学として「非該当証明書」や「確認書」等の書類を発行する。
課題	1-2-3.安全保証輸出管理態の策定	実施内容 1-2-1.安全保証輸出管理態の基本的な考え方 1-2-1.安全保証輸出管理態の基本的な考え方 基本的な考え方をもとに（特に異なる部分も見直し）	原則として学内統制を徹底する。研究者には外発品などのものを適宜に管理させない。
課題	1-2-2.安全保証輸出管理態	実施内容 態に振り込み事項と、振り込まないことをかける。	振り込まないものは、運用マニュアルを作成し記載する。振り込まないものは、必要なのは要項、通知等で学内に通知する。国際法務室（輸出管理統括部）のみで共有する判断基準がある。（役員会で検討済み。）
課題	1-4.安全保証輸出管理に係る学内統制のあり方		九州大学
課題	1-4-1.学内統制の構築にあたり課題を抽出する 安全保証輸出管理委員会を設置を策定する	実施内容 リスクマネジメントの内部統制をどう構築するかの記載 委員会に位置付けと役割を記載する	規程第5条、第7条 輸出管理統括責任者：部長が担当する（現在は国際法務室） 副統括責任者：各部長 国際法務室より担当理事へ報告（月1回）必要に応じて専任連携委員会に付随する
課題	1-4-2.学内体制と本部・各局の役割分担	実施内容 主管部門をどこに置くか 本部集約型か部局分散型の選択 役割分担を決める	輸出管理統括部：国際法務室 部局輸出管理部署：各局事務 本部集約型。 (原則) 下記活動実施前に研究者から部局輸出管理部署への申請書提出を行い、輸出管理統括責任者から回答（または経産大臣への許可申請）を得る。 <学内申請書提出の対象となる活動> 貨物の輸出：外国向け輸送の送付（該非等に関わらない） 技術の提供：外国や非居住者への技術の提供（例外有り▶別紙参照） 外国人受入：「特定外国人研究者・留学生」に該当する場合 ※国際連携研究受入：チェックシートを記載し学産本部に提出▶国際法務室による受信調査実施
課題	1-5.実効的・効率的なシステム構築へ向けて		
課題	1-5-1.機微技術の把握と適法管理	実施内容 技術流出防止へ向けての、輸出管理の基本的な考え方をまとめる	例えば、研究者保有技術の機微度の把握 適切な輸出管理体制を構築・整備し輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的とする。（規程第1条参照） 特になし。（各部局、研究室の依頼に応じて国際法務室が説明等を行うこともある。）
課題	1-5-2.電子化対応	実施内容 実行的・効率的な輸出管理構築へ向けての考え方をまとめる	輸出管理統括部における申請情報等のデータベース化（システム化）は完了済み。 現在は各研究者からの申請にも利用できるようなシステムの再構築を検討中。
課題	1-6.1.マネジメントシステムの考え方	実施内容 個人の管理から組織の管理へ実効的・効率的なマネジメントシステムの在り方を検討する	安全管理（輸出管理）制度が関わるべき事項を明確化し、研究者への過度の負担にならないように調整する。責任は統括責任者に一元化する仕組みを構築。
課題	2-1.学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化	実施内容 リーダーシップを発揮して頂く状況を想定する	マネジメントシステムを実効性のあるものとするために、必要なものは何かを検討し、実行プランを策定する
課題	3-1.教員等への普及活動	実施内容 普及啓発活動の考え方をまとめる	国際法務室が各キャンパス等をキャラバンで巡回し説明会を開催（前年は事務向けを含め計8回開催） 説明会前に関係部局の教授会等で説明を行う。 H29年度は国際法務室の新設事業として、学内関係事務に向けた「国際法務室説明会」（計8コマ）を開催し、その中で輸出管理の講義も行う。
課題	4-1.リスクマネジメント人材の確保・育成	実施内容 リスクマネジメント人材確保・育成の考え方をまとめる	相談対応は国際法務室が行う。ヒアリング等が必要な場合は関係部局事務も同席させる。 組織内の専門人材等育成の小集団活動実施 学内外での説明会実施 上記の通り。

別添資料 31 安全保障輸出管理検討状況（九州大学）

構築したモデル

規程第5条、第7条参照（別添資料31）

輸出管理統括責任者：総長が指名する理事（現在は国際担当理事）

部局輸出管理責任者：各部部长

国際法務室より担当理事へ報告（月1回） 必要に応じて学術研究・産学官連携推進委員会に付議する（別添資料31参照）

九州大学における学術活動と安全保障にかかる管理体制

輸出管理（外為法）

スパコン利用申請（技術の提供）

**安全保障輸出管理規程
・要項**

留学生等管理

正式名（外国人研究者及び外国人留学生の
入口管理手続きに関するガイドライン

入口管理ガイドライン

研究管理

研究受入にかかる学内通知
国際産学官連携研究等の
受入に関するガイドライン
等

研究受入のルール

学術憲章第4条第1項

九州大学は、大学の理念としての真理探求の精神を堅持すると共に、その研究活動を通じて、長期的な視野のもと、人類の福祉と文化の発展、ならびに**世界の平和に貢献してゆくべく努める。**

図12 学術活動と安全保障にかかる管理体制（九州大学）

該非判定プロセス

プロセスは規程化、明確化している。毎年学内説明会を開催し周知をしている。

いずれの管理にも申請用紙を用意している。

申請を受け付け確認したものについては、大学として「非該当証明書」や「確認書」等の書面を発行する。

「貨物の輸出」…メーカーが発行する該非判定書を判断材料として、大学として該非を判定する（「非該当証明書」の発行若しくは経済産業大臣への許可申請）。

技術の提供等その他は輸出管理統括部署（国際法務室）が研究者ヒアリング等を行い、大学として実施可否を確認する（「確認書」の発行）。

輸出管理 - 「貨物の輸出」管理手続き

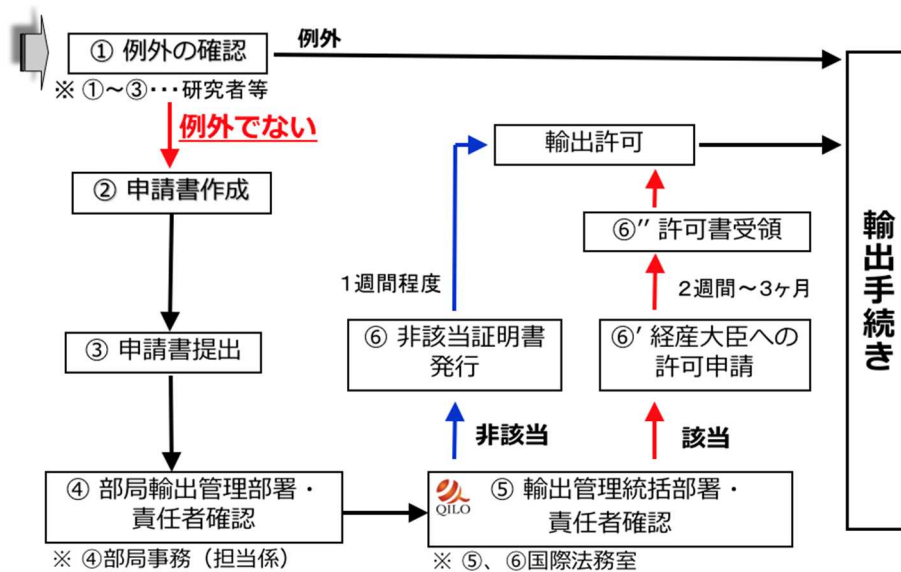


図 13 「貨物の輸出」管理手続き (九州大学)

実効的・効率的なシステム構築

輸出管理統括部署における申請情報等のデータベース化 (システム化) は完了済み。
紙媒体でやりとりしていたものを電子化し PDF で e-mail にて送付し返却する。

濃淡管理

貨物の輸出：外国に向けた貨物の送付 (該非等に関わらない)

全てを対象としており濃淡管理は行っていない。

留学生等からの技術流出防止

外国人受入：「特定外国人研究者・留学生」に該当する場合

※国際連携研究受入：チェックシートを記載し学産本部に提出し国際法務室による与信調査

「入口管理」「技術の提供」管理手続き

外国人留学生の管理について

管理の目的：

研究者の技術 (情報) が外国人留学生を介して学外 (国外) に漏えいし、先進的技術の流出や安全保障上の懸念が生じることを防ぐため。
⇒ 「技術の提供」の管理をより実効的にする。

大学が行うべきとされる外国人留学生の「管理」

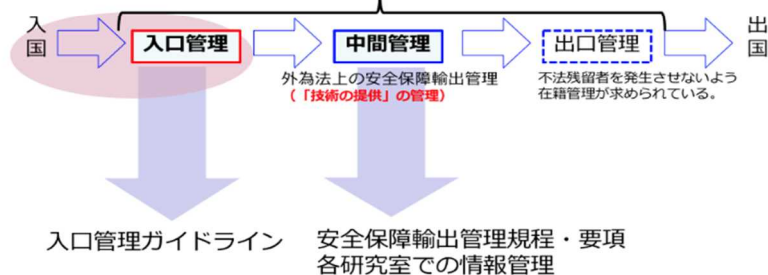


図 14.1 「入口管理」「技術の提供」管理手続き (九州大学)

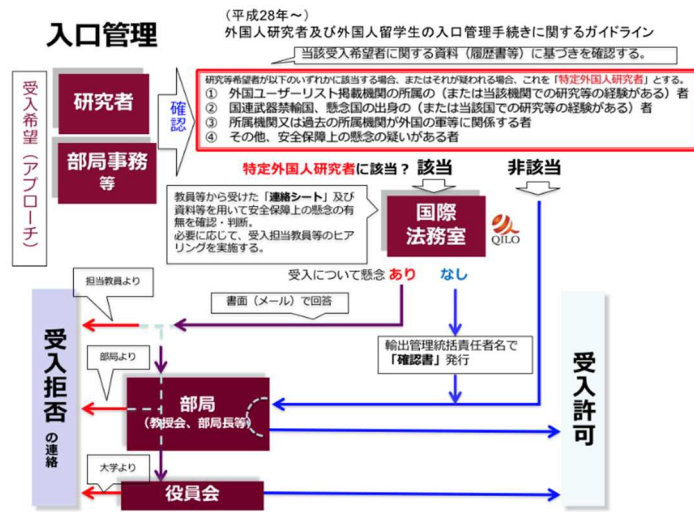


図 14.2 「入口管理」「技術の提供」管理手続き（九州大学）

- ① 外国ユーザーリスト掲載機関の所属の者（または当該機関での研究等の経験がある者）
② 国連武器禁輸国、懸念国の出身の者（または当該機関での研究等の経験がある者）
③ 所属機関又は過去の所属機関が外国の軍等に関係する者
④ その他、安全保障上の懸念がある者

上記のいずれかに該当する者を、**特定外国人研究者・留学生** とする。
国際法務室に連絡（連絡シートを作成して提出）を求める。
問題がないことが確認できれば、輸出管理統括責任者（国際法務室長／理事・副学長）名で「確認書」を発行する。

図 14.3 「入口管理」「技術の提供」管理手続き（九州大学）

「研究管理」国際産学官連携研究等の受入管理手続き

- A. 外国機関から連携についてコンタクト
B. 外国機関の助成研究への応募を思案

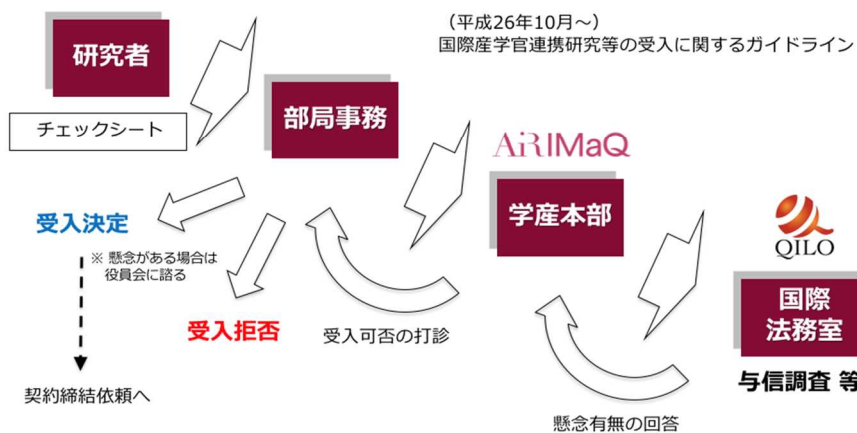


図 15 「研究管理」国際産学官連携研究等の受入管理手続き（九州大学）

マネジメント人材の育成・確保の計画

国際法務室でマネジメント人材を育成。また国際法務室主催の学内事務向け国際法務研修会（安全保障も含む。90分×全8コマ）により、各事務局、部局の関係者の意識及び能力向上に務める（平成29年度は学内事務の希望者約50名が受講修了）。

マネジメントシステム構築

安全保障（輸出管理）制度に関わるべき事項を明確化し、研究者への過度の負担にならないように調整する。責任は統括責任者に一元化する仕組みを構築。

安全保障や契約等を含め、国際的な活動のリスクマネジメントの実務も国際法務室に一元化している。現在、国際法務室の発案で、大学全体のリスクマネジメント担う部署（法務機能）の設置を検討中。

2)-4 シンポジウム・研修会の開催

【課題】

経営者向けのシンポジウムを企画し開催する（年1回：関東・甲信越ブロック）。加えて、実務担当者向けの研修会を全国5ブロックにおいて開催する。研修会では、研修効率向上を狙いとして、体制が未構築の機関、体制が構築された機関に分けて、ケーススタディーを中心に研修会を開催する。研修会等の案内にあたってはRU11、medU-net等大規模大学が参加している既存のネットワークへの周知を行う。

【実施内容】

実務担当者向けの研修会を全国5ブロック（第一回：北海道・東北ブロック、第二回：北陸・東海ブロック、第三回：近畿・中国ブロック、第四回：九州・四国・沖縄ブロック、第五回：関東・甲信越ブロックにおいて開催した。研修会では、研修効率向上を狙いとして、できるだけ体制が未構築の機関、体制が構築された機関に分けて班構成を組み、ケーススタディーを中心に研修会を開催した。研修会等の案内にあたっては、ブロック内協力機関からの周知に加え、RU11、medU-net等大規模大学が参している既存のネットワークへの周知を行った。また、経営者向けのシンポジウムを開催した（年1回：関東・甲信越ブロック）。（実施状況は写真1から2を参照）

2)-4-1 第1回実務担当者研修会（北海道・東北ブロック：東北大学で開催）

日時：10月24日（火）

セッション別参加者

技術流出防止：10名、利益相反：26名

技術流出防止で秘密情報管理・安全保障輸出管理について名古屋大学の構築したモデルを説明した。

2)-4-2 第2回実務担当者研修会（北陸・東海ブロック：三重大学で開催）

日時：11月13日（月）、11月14日（火）

セッション別参加者

技術流出防止：15名、利益相反：21名

技術流出防止で秘密情報管理・安全保障輸出管理について名古屋大学の構築したモデルを説明した。

名古屋大学・三重大学協力してケーススタディーを実施した。

2)-4-3 第3回実務担当者研修会（近畿・中国ブロック：神戸大学で開催）

日時：12月7日（木）、12月8日（金）

開催案内・プログラム公開：10月5日（木）

研修会参加受付：12月7日/8日（金）・・・97名（関係者含め118名）

セッション別参加者

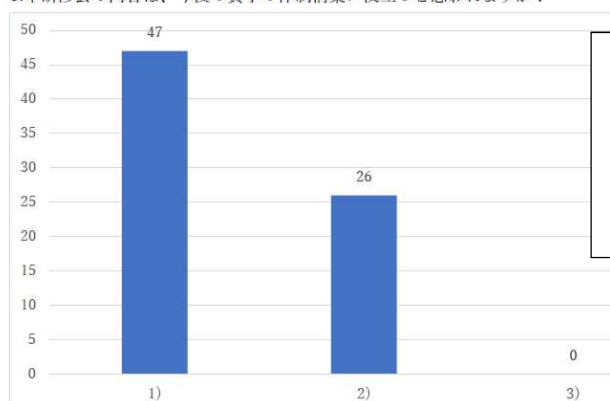
秘密情報管理：63名、安全保障輸出管理：60名、利益相反：64名

- ・名古屋大学は幹事校としてリスクマネジメントモデル事業概要を説明した。
- ・技術流出防止で秘密情報管理・安全保障輸出管理について名古屋大学の構築したモデルを説明した。
- ・研修用テキストとして、経営層、実務担当者、教職員、および学生の立場を想定して、それぞれの教材を作成した。合わせてパンフレット・ケーススタディーの課題集を作成し、実践を想定した研究者等への普及啓発、並びに人材育成用の資料とした。

◇第3回研修会に頂いたご意見、ご感想等の一部

- ・ケーススタディーは準備が大変だったと思うがよい試みだと思う。
- ・今回は聞くのみでしたが次回からは内容に踏み込めるようになりたいです。
- ・内容はとても充実していたが、一度の研修では理解ができたとは言い難い。
- ・継続した研修会の実施や情報提供などしていただければ大変助かる。
- ・ネットワーク構築の良い機会となりました。

5.本研修会の内容は、今後の貴学の体制構築に役立つと思われますか？



左のグラフは、アンケート有効回答率 $73/92=79\%$ 本研修会に対するアンケート結果の一部である。概ね有益であったとの評価である。詳細は別添資料32を参照のこと。

図16 実務担当者研修会反響（近畿・中国ブロック）

■今後の普及活動

- ・機関の体制・システムの検討状況に応じたプログラムを検討する。
- ・研修会では、参加者の討議、発表、質疑応答を重視したプログラムとしたい。

研修会資料は、別添資料32参照、実施状況は別添写真1参照

2)-4-4 第4回実務担当者研修会（九州・四国・沖縄ブロック：博多で開催）

日時：1月9日（火）、1月10日（水）

開催案内・プログラム公開：10月5日（木）

研修会参加受付：12月28日（木）・・・89名（関係者含め105名）

セッション別参加者

秘密情報管理：60名、安全保障輸出管理：55名、利益相反：66名

- ・名古屋大学は幹事校としてリスクマネジメントモデル事業概要を説明した。
- ・技術流出防止で秘密情報管理・安全保障輸出管理について名古屋大学の構築したモデルを説明した。
- ・研修用テキストとして、経営層、実務担当者、教職員、および学生の立場を想定して、それぞれの教材を作成した。合わせてパンフレット・ケーススタディーの課題集を作成し、実践を想定した研究者等への普及啓発、並びに人材育成用の資料とした（別添資料33）。

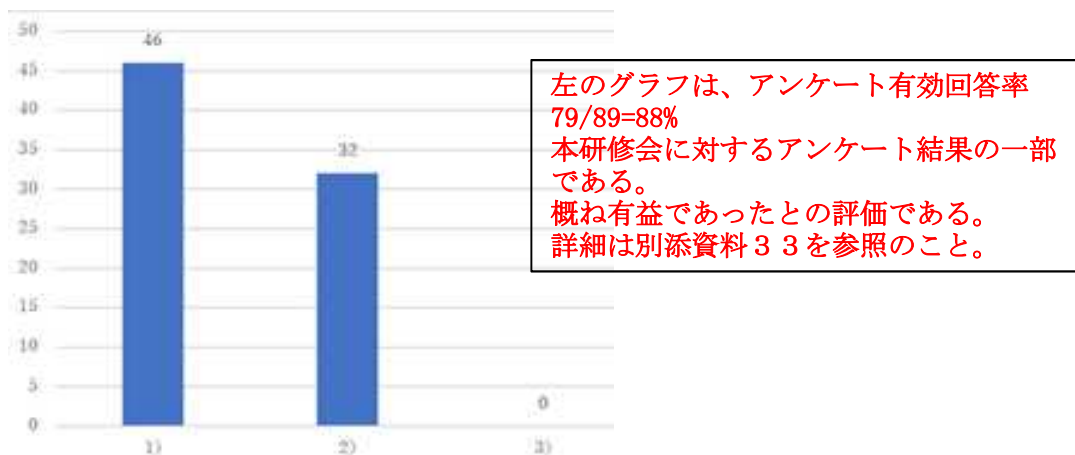


図17 実務担当者研修会反響（四国・九州・沖縄ブロック）

第4回研修会に頂いたご意見、ご感想等の一部。

- ・本学はゼロスタートに近い、必要性・重要性を経営層に説明する材料ができた。
- ・参加者の知見、経験によりレベル分けした研修会にしていただきたい。
- ・管理の実例や業務負担量+経費などの増加について実務的なお話も伺えるとよい。
- ・安全保障輸出管理では幹事大学の理解が進み、またケーススタディでは各大学の状況を知ることができた。ネットワーク連携する体制が全国的に取られているのは素晴らしいと感じた。
- ・テーマ毎に各グループで討議の上、短時間での発表というシステムが効果的だと思います。

■今後の普及活動

- ・機関の体制・システムの検討状況に応じたプログラムを検討する。
- ・研修会では、参加者の討議、発表、質疑応答を重視したプログラムとしたい。

研修会資料は、別添資料3 3 参照、実施状況は別添写真2 参照

2)-4-5 第5回実務担当者研修会（関東・甲信越ブロック：一橋講堂で開催）

日時：3月30日（金）

技術流出防止で安全保障輸出管理について名古屋大学の構築したモデルを説明した。

名古屋大学・三重大学で協力してケーススタディーを実施した。

2)-4-6 シンポジウムの開催（関東・甲信越ブロック：一橋講堂で開催）

日時：3月30日（金）

技術流出防止で安全保障輸出管理について名古屋大学の構築したモデルを説明した。

パネルディスカッションで、名古屋大学のリスクマネジメントの考え方と体制、ネットワーク構想について説明した。

2)-5 モデルの普及に向けた検討

【課題】

産学官連携の強化（例えば、「組織」対「組織」の共同研究等）により生じてくるリスクに対応可能な全国的な産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築に向け、他の幹事機関、協力機関との連携を密に取り、全国の大学等を対象にしたネットワーク構築を検討する。平成30年度以降のネットワーク維持・発展に向けて、本ネットワークの実効性を確保するため、本事業年度内に各幹事機関の役割・責任（テーマ別、規模別等）を明確にし、進捗管理委員会に諮り、文部科学省と調整の上、決定する。事業終了後においても、年1回以上事業推進グループによる報告会の開催、相談窓口が維持できる仕組みとする。

【実施内容】

産学官連携の強化（例えば、「組織」対「組織」の共同研究等）により生じてくる新たなリスクに関する全国的な産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築に向け、他の幹事機関、協力機関との連携を密に取り、進捗検討委員会での指摘事項を踏まえ、各ブロックの研修会開催前に協力機関の協力を得て全国の大学等を対象にしたネットワーク構築を検討した。具体的には、新たなリスクとして国際産学官連携のリスク管理を検討し、学内調査やヒアリング、学外のアンケート調査を実施して、検討事例から課題抽出して、処方箋をまとめた。

ここで、一事例を例に挙げ、契約締結前から契約締結に至るまで、いかなる課題がありそれに対処したか、など反省点を含めて完結例としてまとめた。外国企業から多様かつ大規模な資金調達を可能にする手段、留意点についてもまとめた。最後に国際産学連携を進めるために整備すべき体制についても言及した。

平成30年度以降のネットワーク維持・発展に向けて、本ネットワークの実効性を確保するため、本事業年度内に各幹事機関の役割等を、進捗検討委員会、文科省調整の上、明確にした。事業終了後においても、年1回以上の事業推進グループによる報告会の開催、相談窓口等維持することを確認した。進捗検討委員会及新たなリスクへの管理手法構築に向けた検討会へは事業推進グループとして運営に参画することを確認した。平成30年以降、継続的にネットワークに参加に関する経営層の理解を得た。

技術流出防止マネジメントの取組みや、学内外調査の結果については、URA研修等を実施

し学内

外に情報発信・共有を行った。具体的には今回の技術流出防止マネジメントの体制・システムづくり

で直面した問題点とマネジメント事例について、普及展開を想定する大学等に向けて情報提供を行った。また様々な形態の大学等に適用できるように、部局分散型マネジメントモデル、本部集約型マネジメントモデルを紹介し支援した。

2)-5-1 モデルの普及のための取組状況

- (1) 産学連携学会第16回大会「名古屋大学の技術流出防止」：発表者：鬼頭雅弘（6月15日）
- (2) 文部科学省主催「平成29年度文部科学省委託事業『産学官連携リスクマネジメント事業』実務担当者研修会」発表者：鬼頭雅弘（10月24日、11月13日～14日、12月7日～8日、1月9日～10日、3月30日）技術流出防止マネジメントの取組みや、学内外調査の結果について全国レベルで実務担当者研修会等によって学内外に情報発信・共有を行った。
- (3) RA協議会「名古屋大学の安全保障輸出管理」（8月30日）現在運用中の安全保障輸出管理の電子申請システムについて、他大学においても効率的な輸出管理を普及すべく、「汎用的な新電子申請システム」の説明を行った。
- (4) 経済産業省主催「平成29年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会」発表者：宮林毅（9月19日）

2)-5-2 実践して得られた課題

(1) 普及活動を行う上でのポイント

名古屋大学は「産学連携における秘密情報管理ポリシー」、および「産学連携における秘密情報管理ガイドライン」は制定した。秘密管理すべき対象の明確化と秘密の区分に応じた管理手法を明示し、管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例示を含んだルールを設定を行った。URA及び事務職員の秘密管理教育は実践形式のケーススタディーで実施され、教授会等で教職員への説明会も実施した。しかしながら、実際の共同研究開始時にURAが同席しての秘密管理マネジメント例は少なく、これから事例を実施し共有化を図って行く。

産学官連携リスクマネジメント（技術流出防止マネジメント）実務者研修会で情報収集した大学のほとんどが、研究情報管理に関するポリシーやガイドラインが策定されておらず、秘密管理すべき対象の明確化と秘密の区分に応じた管理手法を示したルールが明示されていないため、教員一人一人の常識での対応に任せている状況である。実効的・効率的な教職員の秘密管理の実施が困難な状況である。まずはガイドライン策定、そして啓発活動、濃淡管理へと繋げていく。

(2) 秘密管理に必要な費用の捻出

大学内センター（学内特別区）の研究者については、共同研究等では、基本的に、企業の実務に即して十分に秘密管理を行っていることがわかった。しかし、全学的に同様のルール

で実施することになる場合、建屋や IC カード等の情報セキュリティ設備等が必要となり、その費用の捻出をどのように行うかが課題となる。

(3) 学生の取扱いの困難さ

研究室内で、複数の企業の共同研究が実施され学生が関与する場合、もしくは異なるレベルの秘密情報に学生が触れる場合、秘密情報のコンタミネーション、秘密管理が複雑となる。本年度確立したモデルだけでは、指導教官が学生への秘密管理教育を行うのは難しい。

(4) 学内の情報セキュリティ部門との連携の強化

情報連携統括本部が行う情報の格付け基準が提示され、この中で産学官連携における秘密情報も含まれており、情報連携統括本部と協働のうえ実施すべき部分がある。

2)-5-3 課題の解決方法

(1) 普及活動を行う上でのポイント

学内での事例集を充実させURAや教職員にわかりやすい教材を作成し提供した。学外対応については、技術流出防止マネジメントの取組み、学内外調査の結果・事例集など、ユーザーニーズに合わせた教材を作成し、全国レベルでの研修等によって情報発信、共有を行った。

(2) 秘密管理に必要な費用の捻出への解決方法

共同研究等において、秘密管理のために必要な建屋や設備費用・学生の雇用費用について企業側の負担や、研究プロジェクト直接経費から捻出できることの制度化が望ましい。

また、企業との共同研究等における秘密管理のための費用（学生を RA として雇用する費用・秘密管理のための IC カードや設備等）を企業側で負担することを制度化することが望ましい。特に、企業との共同研究等において、企業側からの秘密の管理について、特殊かつ厳格な要求がある場合、その負担（例えば PC、施設）を大学負担にて行うには限界がある。

そこで、共同研究開始時に URA が仲介し、個別の秘密情報の等級指定、費用対効果が良い秘密情報管理方法について提案させて頂き調整する必要がある。

(3) 学生の取扱いの困難さの解決方法

研究室内で、複数の企業の共同研究が実施され学生が関与する場合、もしくは異なるレベルの秘密情報に学生が触れる場合、秘密情報のコンタミネーションの防止が課題となるが、現在のところ研究室内にワーキンググループを立ち上げグループ外への秘密情報漏えいを防止することを勧めている。

共同研究等において、秘密管理のために必要となる費用（学生の雇用費用・秘密管理のための設備や PC 等）について企業側の負担や、研究プロジェクトの直接経費での捻出が制度化されることが望ましい。海外調査の結果にあるように、学生の意思尊重のため、インフォームド・コンセントの手続きを採用することで学生の自主的な意思を確認する。

(4) 学内の情報セキュリティ部門との連携の強化への解決方法

情報連携統括本部が行う情報の格付け基準と産学官連携における秘密情報管理のガイドラインで定める秘密情報の等級、並びに管理方法がダブルスタンダードになる場合がある。

情報格付け基準では、産学官連携における秘密情報管理のガイドラインを加味して情報の格付けを行うものとする。

2)-5-4 次年度以降のネットワーク化への対応

リスクマネジメントを検討予定の大学で、リスクマネジメントに取り組む場合の自校の課題を明確にしておいてほしい。リスクマネジメントが本部集約型、部局分散型の情報以外に、例えば、アカデミックフリーダムを重視し秘密情報管理の推進がうまくいかないケース A、企業を含む大学等複数の参画機関が関与する研究を行っている大学内特区のセンターと大学本部との間でリスク管理に対する温度差が大きいケース B、財源がない・人がいないケース Cなどを、事前調査により明確にしておいてほしい。この情報があれば各大学への普及活動の効率が向上する。

2)-5-5 次年度に向けた改善点

本年度、名古屋大学が策定したリスクマネジメントモデルから、モデル A、B、Cに対応できるようなリスクマネジメントモデルを、参画大学の力を結集して情報収集や共有化を図っていく。

2)-5-6 次年度以降のモデルの普及のための取組状況

本年度、協力機関において、名古屋大学が提唱するリスクマネジメントモデル導入の10か月のプロセスで設定した課題を検討頂いた。

秘密情報管理については、規定、体制、業務フローは既に制定・構築済みの機関もあったが、それらの機関も今回は原点に立ち戻り、大学経営層と共に秘密情報管理に取り組む意義と必要性を十分に認識の上、実務担当者としてモデル本格導入のための10か月プログラムのスケジュールを参考に、課題検討を行って頂いた。具体的には、管理対象範囲の明確化、秘密情報等級設定と等級分けプロセス、共同研究参画の学生対応、大学内体制、マネジメントシステム等の課題検討を行うことにより、ガイドライン骨子、体制、業務フローを確立、もしくは見直し頂いた。

一方、安全保障輸出管理については、規定、体制、業務フローは既に制定・構築済みの機関ではあるが、今回は原点に戻り、大学経営層と共に安全保障輸出管理に取り組む意義と必要性を十分に認識の上、実務担当者として貴学本格導入のための10か月プログラムのスケジュールを参考に、課題検討を行って頂いた。具体的には、管理対象範囲の明確化、該非判定プロセス、大学内体制、マネジメントシステム等で検討すべき課題を再検討して頂いた。現在のシステムをさらにスパイラルアップするために各項目を見直していただき、業務監査等によりPDCAが廻り改善がなされるシステムとする検討を行っていただいたことは、今回の試みの一定の成果であった。すべての協力機関で実効的・効率的なシステム構築に向け電子申請対応を検討中である。

次年度以降のモデル事業活動は、以下のようである。

■モデル事業活動概要（幹事機関で調整済み）

平成 30 年度のモデル事業の活動として、年間 4 回の実務担当者研修会をブロックに割り当てて開催する。進捗報告会は必要に応じ年間 3 回を限度として開催予定である。

■幹事機関の役割、活動予定（幹事機関で調整済み）

幹事機関 4 校・協力機関どうしのネットワークの強化を図りつつ、幹事機関ごとにサブネットワークの構築を検討し、モデルの普及状況に合わせたマニュアル・教材の改定を行う。

■協力機関の役割、活動予定（協力機関の了解済み）

幹事機関と連携を取りながらブロック内協力機関とのネットワーク強化を図りつつ、協力機関毎のサブネットワーク構築を検討する。モデル普及にあたり幹事機関のマニュアルや教材を参考に展開する。

以下に、次年度以降の大日程を示す。

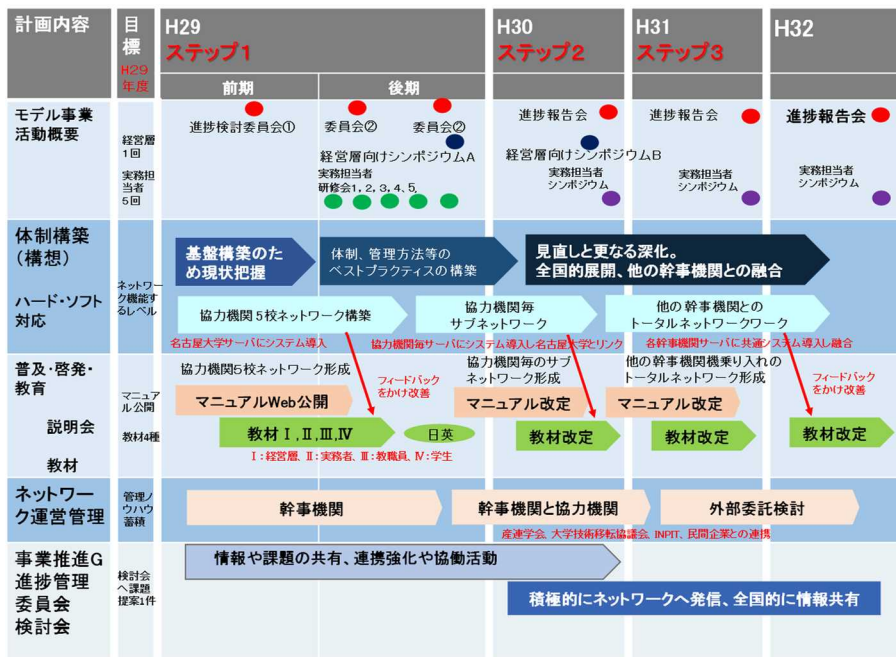


図 18 次年度以降スケジュール

第3章 学内での啓発活動・人材育成について

3)-1 研究者等への普及啓発

本学は、輸出管理での普及活動に特に力を入れており、多数の啓発活動を行っている。しかし濃淡管理モデルを漏れなく実効的に行うには、さらに関係者、特に研究者への啓発が重要である。以下に示すように、現在の輸出管理e-Learningを改訂し、留学生等用の同e-Learning（英語版）作成した。また秘密情報管理e-Learning（日本語版）、秘密情報管理のe-Learning（英語版）も作成した。内容構成はテキストとチェックテストのコンテンツをもつが、安全保障輸出管理及び秘密情報管理の基本的な知識や注意点を習得できるものである。

- ① 安全保障輸出管理 e-Learning（日）（別添資料 34）
- ② 留学生等用輸出管理 eLearning（英）（別添資料 35）
- ③ 秘密情報管理 e-Learning（日）（別添資料 36）
- ④ 秘密情報管理 e-Learning（英）

3)-2 リスクマネジメント人材の確保・育成

リスクマネジメント関連業務を実効的・効率的に実施するには、法令知識、産学官連携の専門性が要求されるため、現状、専門人材は不可欠である。本事業で技術流出マネジメント担当者として、学内での相談対応や研究室調査等全般的な技術流出マネジメントに携わる専門家として雇用している。加えて、本モデル事業実施に関わる担当者は、関連知識や実務能力の習得のため URA 研修(※)等を受講することによって、専門知識を育成し、また産学官連携関連知識を習得する。それにより、産学官連携推進の観点を含めて技術流出防止マネジメントによる研究支援を行う。

(※)URA研修：本学独自でURAとして必要な知識・スキル・ネットワーク涵養のため月1回定期的に実施。平成24年度から大学経営・知財・リスク管理等多様なテーマにて全49回実施。東海地区の大学・研究機関にも開放している。

秘密情報管理に関する学内の専門家人材育成、部局との窓口対応人材育成を目的に、URA及び実務担当職員向けの研修会を開催し（学外者にも開放）、秘密情報管理に関する情報の共有化を行った（平成30年1月）。この他、学外との情報共有を目的に、技術流出防止マネジメントの取組みや学内外調査の結果について、東海地区知財実務者情報交換会（10月、2月）において学内外に情報発信、共有を行った。リスクマネジメントの体制・システムづくりで直面した問題点とマネジメント事例について、普及展開を想定する大学等に向けて情報提供を行った。また、実務担当者研究会（第1回10月、第2回11月、第3回12月、第4回1月、第5回3月）を開催し、第5回まで延べ200大学以上を超える実務担当者に現在抱えている課題について議論いただき、モデル的な対応方法について学習いただいた。

第4章 新たなリスクへの対応

産学官連携活動は活発化・多様化するとともに、グローバル化が進展してきており、その中で、大学等が対処すべき多様なリスクが生じつつある。1999年日本版バイドール制度が導入され、産学官連携推進施策が展開されて以降、大学等が組織として本格的に社会との関係性構築を試みるようになったのが始まりである。ここでは、新たなリスクへの対応のなかで、国際産学官連携におけるリスク管理に絞って検討した。

4)-1 国際産学官連携におけるリスク管理

国際産学連携と一言と言っても、国際産学連携に係る共同研究の目的や、共同研究の成果に対する要求、共同研究の形態により、あるべき姿、生じるリスク、その管理方法等は多様である。

例えば、共同研究の目的は、保有技術のグローバルな展開、研究資金獲得、国際交流・学生の教育、関与するベンチャーのビジネス展開など多岐にわたる。

また、共同研究の成果に対する要求では、近い将来に実用化を目指している場合（実用化）、新規の研究課題を探索する場合（新規性）、国際交流・教育に重きを置く場合（教育・交流）の対立する3軸で表現できグループ分けのための因子となる。この他、共同研究対象が明確であるか、成果の取り扱いを厳密に指定しているか、共同研究の参画者の人数構成などもグループ分けのための因子となる。

次に共同研究の形態については、ピンポイントの新規の探索型などの研究では少人数構成である。実用化を目指す共同研究では参画する機関ごとに複数人の構成となる。また教育・交流を目的とする包括連携協定型の共同研究では多数の研究者で構成される特徴がある。

ここで、対象とする共同研究を、対等の共同研究、スポンサーとの共同研究、主として情報を入手する共同研究、スポットの補完研究、探索型研究、連携協定に基づく共同研究等に区分し、上述の因子で整理すると、図19のような位置づけが見えてくる。

共通因子

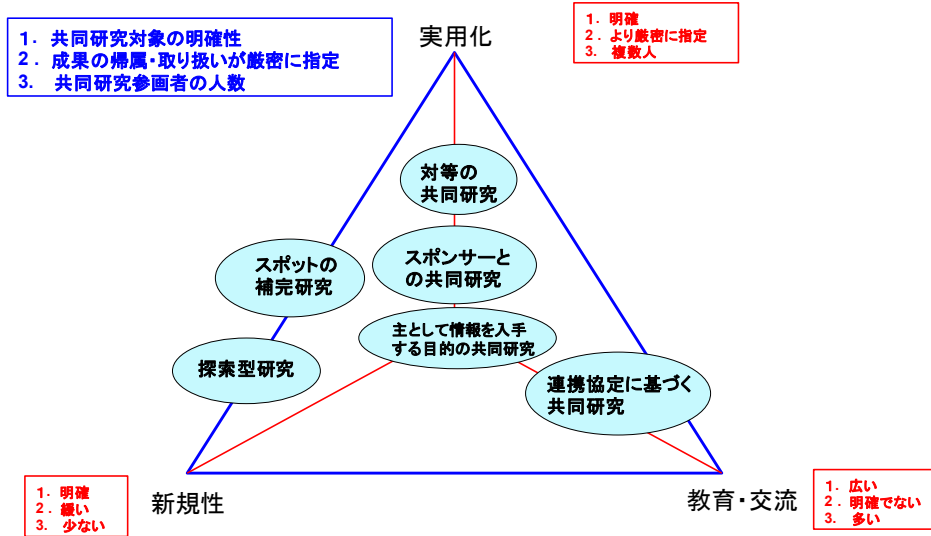


図 19. 国際産学連携の共同研究の位置づけ

国際産学連携の共同研究のあるべき姿、生じるリスク、その管理方法が一樣ではないが、対象とする共同研究が、図 19 上のどの位置に配置されるかが分かれば、共通因子として挙げた因子の重みにより、重視すべき項目・生じるリスク見当がつく。次に、以下の国際共同研究のフローチャートにより、項目 A から G までの確認項目で、右に記載の検討項目とリスク（研究/教育成果・社会貢献、金銭・知財等）を想定し、具体的な記載していく。以上で国際産学連携の共同研究のあるべき姿、生じるリスク、その管理方法が想定できる。

国際共同研究における^{検討項目}確認項目

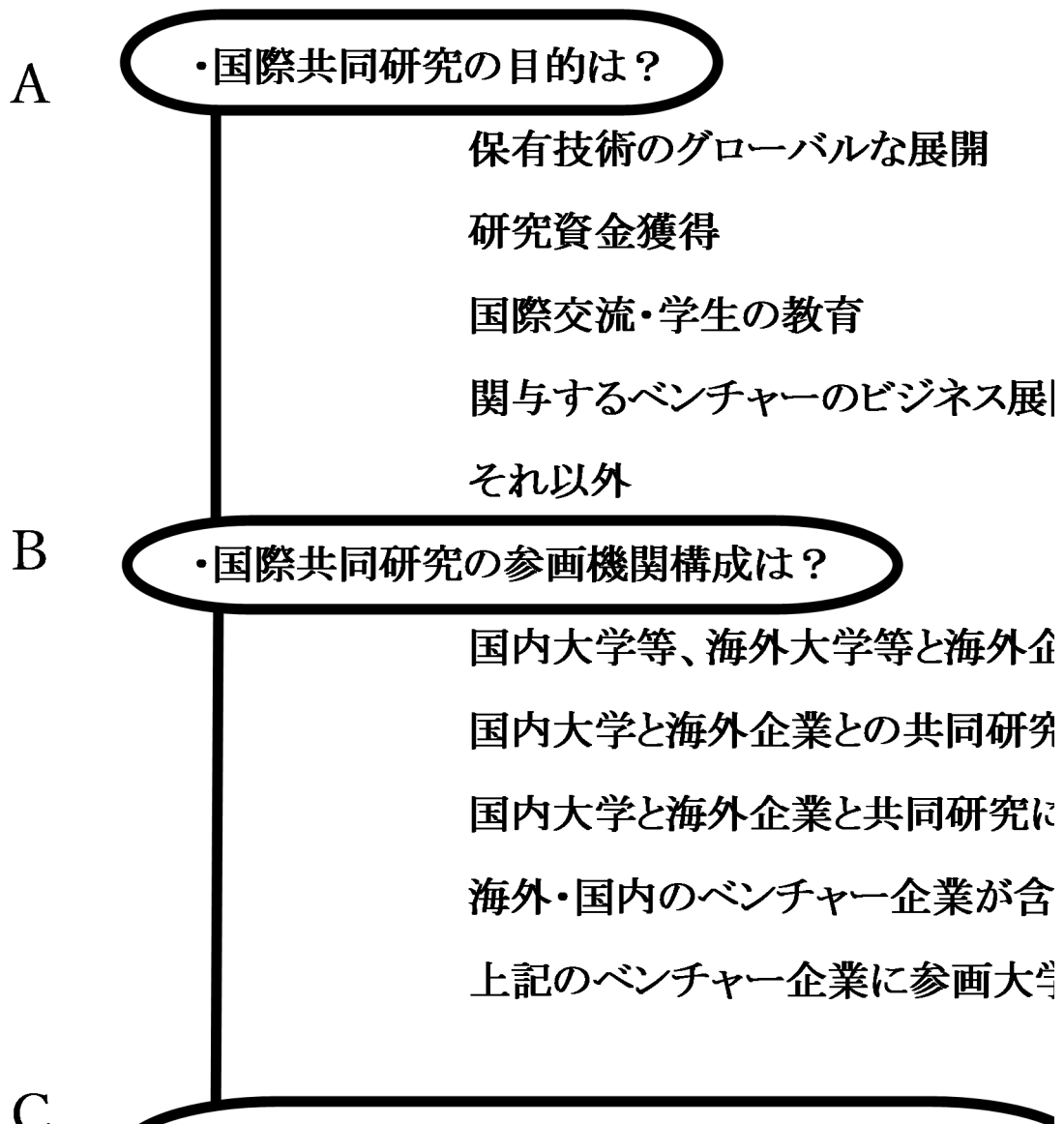


図 20 国際共同研究のフローチャート

■ 国際産学連携のリスク検討例

国際産学官連携の共同研究で、契約の前後で検討すべき項目や確認事項をまとめた。

表 6 国際産学連携のリスク検討例

項目	確認内容	契約前	契約時	契約後	終了後	リスク対応
参画機関構成	立ち位置の確認	○	○			
参画機関の役割	主管・分担機関、役割・義務	○	○	○		契約違反・利益相反
参画機関のメリット	ターゲット・ゲイン	○				利益相反
研究費の支払	誰が支払うか？		○	○		契約違反
秘密保持義務	善管注意義務超要求あるか？		○	○	○	秘密情報管理
学生の参画	費用、外為法、秘密保持義務		○	○		秘密情報管理/安全保障輸出管理
特許出願	制限はあるか？		○	○		契約違反
論文投稿	制限はあるか？		○	○		契約違反
MTA	制限はあるか？		○			契約違反・生物多様性条約
物品等のやり取り	制限はあるか？			○		秘密情報管理/安全保障輸出管理
成果の取り扱い	バイドール法他、産学連携に関する制約		○	○	○	契約違反、法令違反

4)-1-1 調査により得られた課題と解決方法

以下、項目ごとに課題と解決方法をまとめた。

表 7 課題と解決方法

	課題	解決方法
□参画機関構成	契約前に自機関の立ち位置を明確にする。 実例：共同研究機関構成を把握しないで参加した例がある。 実例：国内大学から日本企業への情報リークによるトラブル	・契約締結前に参画機関を吟味する。 ・MOを締結する場合、知財条項を入れる。 ・日本の企業への情報リークによるコンタミを注意する。
□参画機関の役割	主管・分担機関、役割・義務を明確にする。 実例：最終的に過剰な役割・業務を課された例がある。	・参画機関の役割表、目標管理を明確にする。 ・業務不履行による契約違反とならないように研究管理する。 ・参画者の企業（ベンチャー含む）経営への関わりを明確にする。
□参画機関メリット	ターゲット・ゲインを明確にする。 実例：貢献と見返りのバランスが取れてない例がある。	・誰にどんな貢献をして何を得るのか明確にする。
□研究費の支払	誰が支払うのか？ 研究費の出どころ？（政府・軍関連？） 研究費として計上可能な費目が明確でない。実例：相手先により様々 研究費の振り込みが、契約締結後、仮払い、 研究終了後か明確でない。実例：実際、研究終了後の支払で困った。	・研究費は、いつ、どのような形で支払われるのか明確にする。
□秘密保持義務	善管注意義務以上の要求はあるのか？ 営業秘密として特別な管理を要求する例は見当たらないが、事が起きた時の対応が問題である。	営業秘密に相当する情報を受け取るときは、その取扱いと管理方法について契約先との合意を取る。
□学生の参画	費用、外為法、秘密保持義務 実例：学生の労務費で、海外大学との差があり、摩擦につながる。 実例：留学生への・学生経由の技術流出防止対策が不十分である。 実例：共同研究で学生からの同意書、誓約書がとれていない。	学生の労務費の計上については、指導教官と大学でガイドラインの構築する。学生が絡む技術流出防止は、インフォームドコンセントを実施し教職員・学生の理解を高める（同意書・誓約書含む）。
□特許出願	制限はあるか？ 実例：研究終了後、教員等は10年間は出願できない例がある。 実例：教員等は出願できないので、相手先と交渉し論文投稿する例あり。	契約時に、発明・成果の帰属を明確にする。契約先が優位となる場合はその代償（算定基準を設けておく）を要求する。
□論文投稿	制限はあるか？ 実例：原則、論文投稿はできない例がある。 実例：共著が義務付けられる例が多い。	・組織的な研究でスポットの研究を依頼される共同研究の場合に、論文投稿が禁止される例がある。契約時に制限を限定的にする交渉を行う（日本の大学は交渉が不得手である）。
□MTA	制限はあるか？	・生物・遺伝資源のMTAは契約先の法令等も必ずチェックする。
□物品のやり取り	制限はあるか？ 実例：貿易輸出管理令の他、特別な規制で研究の障害となった例がある。	・事前に契約先や仕向地の法令・規則をチェックする。 ・PICの取得、MATの締結
□成果の取り扱い	バイドール法他、産学連携に関する制約 実例：バイドール法を契約内容に盛り込まれる。 実例：研究者が双方の機関を行き来する場合、研究者の帰属が明確でないため成果の帰属を特定できない例がある。 実例：研究成果からの成功報酬（研究費）の検討	・バイドール法以外にEUの競争法、欧州におけるフレームワークプログラム（バイドール法とコンフリクト）をチェックする。 ・成功報酬（研究費）を取得するためベンチャー設立を検討する教職員がいる。

以下に、特定事例紹介する。契約前後の状況を記載した。

表 8 特例事例

形態:スポットの補完研究 参画少人数 対象企業:海外薬品メーカー

項目	確認内容	事例	反省点	契約前	契約時	契約後	終了後	リスク対応
参画機関構成	立ち位置の確認	・最終形態は知らされていない ・自機関以外の参画機関は不明	・情報不足	○	○			
共同研究契約	契約手順	・先方の提示契約書ではなく自学の契約書作成、作成・先方との調整に時間かかった	・自機関のフォーマットを準備しておく ・国際法務の専門家との連携必要	○	○			
参画機関の役割	主管・分担機関、役割・義務	・分担機関 ・役割はプロセスの研究		○	○	○	○	契約違反・利益相反
参画機関のメリット	ターゲット・ゲイン	・不明確	情報不足	○				利益相反
研究費の支払	誰が支払うか?	・研究費は全額、先方負担 ・契約時に支払方法が曖昧 ・契約後に後払いと判明(トラブルに繋がる) ・研究費の使途はチェックなし	支払方法は契約書に記載すべき		○	○		契約違反
秘密保持義務	善管注意義務超要求あるか?	・通常のレベル	営業秘密管理不十分		○	○	○	秘密情報管理
学生の参画	費用、外為法、秘密保持義務	・直接には教員1名、相談員1名	輸出管理不十分		○	○		秘密情報管理/安全情報輸出管理
特許出願	制限はあるか?	・自機関から出願できない	不平等/未交渉		○	○		契約違反
論文投稿	制限はあるか?	・10年間は原則論文投稿しない	不平等/未交渉		○	○		契約違反
MTA	制限はあるか?	・なし			○			契約違反・生物多様性条約
物品等のやり取り	制限はあるか?	・サンプルを有償(成功報酬)で供与検討したが税法上の問題で断念	・今後は、ベンチャー設立を検討中 ・利益相反自己申告必要		○	○	○	秘密情報管理/安全情報輸出管理
成果の取り扱い	パイドール法能、産学連携に関する制約	・知財は企業に帰属	不平等/未交渉		○	○	○	契約違反、法令違反

この共同研究は相手から見て良い成果がでた。引き続き共同研究の継続を求められ、現在上記の反省点から条件交渉中である。

国際産学連携を進める上での体制

学内相談窓口は、産連本部等に国際産学連携グループを設置し、部局毎に、国際産学連携の事例を収集し(リスク事例)、対応策をまとめ、リスクマネジメントシステム構築を図っていく。最終的には、大学の研究者の研究成果を実りあるものにするための知財戦略、国内外の共同研究や国際産学官連携プロジェクトを立案・マネジメントできるような支援組織を学内に構築する必要がある。

一部の部局では、多様な共同研究において大学の研究者の研究成果を実りあるものにするための知財戦略、国内外の共同研究や国際産学官連携プロジェクトを立案・マネジメントするための支援組織として、下記のような共同研究戦略を建て、成果と収益を最大にするように専門相談員を設置している。

共同研究戦略

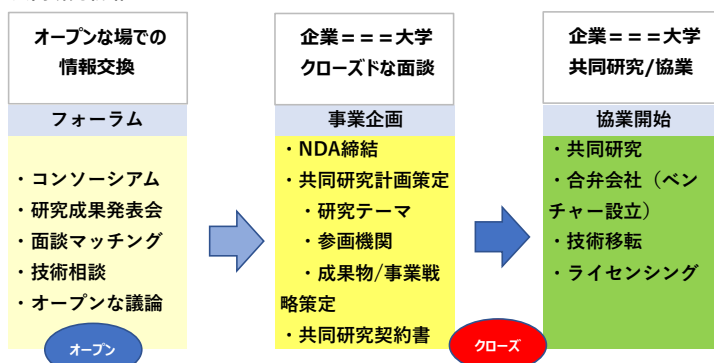


図 21 国際産学連携の共同研究戦略

4)-1-2 事例把握・情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）

アンケート結果：国内 16 大学名（A、B、C 大学で表示）・・・詳細は資料 3 7 参照

海外の大学名（A、B、C 大学で表示）

海外の企業名（A、B、C 大学で表示）

ヒアリング結果（名古屋大学、海外の大学）：（A、B、C 大学で表示）

■ 国際産学連携における事例紹介

- ・国際共同研究の目的は（名古屋大学を含む 18 大学の目的）

保有技術のグローバルな展開、研究資金獲得、国際交流・学生の教育

関与するベンチャーのビジネス展開、それ以外

注意事項：MOU の中に研究成果の取り扱いについての記載がないので注意

マルチファンドは注意が必要、旅費・人件費以外は計上しない方向

- ・国際共同研究の参画機関構成は以下のようである。

国内大学等、海外大学等と海外企業の共同研究

国内大学と海外企業との共同研究

国内大学と海外企業と共同研究に国内企業が関与する場合

海外・国内のベンチャー企業が含まれる場合

上記のベンチャー企業に参画大学の教員が含まれる場合

企業名・大学名

- ・参画した企業は、米国 A 社、米国 B 社、仏 C 社、ドイツ D 社、ドイツ E 社、ベルギー F 社、**フィリピン公的機関 G**、台湾 H 社、韓国 I 社、以外、一般企業名は非公開であった。

- ・参画した海外の大学は、米国 AA 大学、モンゴル BB 大学、ナイジェリヤ CC 大学、マレーシア DD 大学、マレーシア **大学 EE**、ブータン FF 研究所、韓国の GG 研究所、**スイス公的機関 HH** であった。

- ・誰が共同研究のメイン技術を保有しているか？

自学が共同研究をオーガナイズしている・・・大手製薬会社、航空機関連会社との共同研究

自学はスポットの技術提供の研究・・・化学関連会社との共同研究

自学は主として技術提供を受ける立場・・・情報通信関連会社との共同研究

- ・誰が研究費を含め資金提供するのか？

政府機関等が直接もしくは間接的に資金供与する

Horizon2020、ResTo-TerRiN、二国間交流事業ベルギー等

直接事業開発に関与しないスポンサー企業が資金供与する

韓国 H 社

直接事業開発を行う企業が研究開発委託で資金供与する

ドイツ D 社、米 A 社、米国 B 社

研究費等の自己負担はある（マッチングファンド）

韓国の国際共同研究

・海外機関から資金提供を受ける場合に制限はあるか？

研究費の年度繰り越しで制限がある

■会計年度が日本と異なるために、日本での年度を超えた支払いが発生するケースがあり日本側での事務手続きの際に問題となる。

研究費の使途の確認や制限がある

■複数の大学で記載がある。

研究費の振り込みで不都合がある（事業開始時、中間払い、終了後が明示されない）

■外国機関からの部材購入時に納品後に支払うというシステムが適用されない場合があり、研究者の立替払いとなる。特に高額物品の場合に、対応に苦慮する。

・国際共同研究に学生を参画させるか？

学生の参加を求められる

大学は米国 B 社から学生等の参加前提に高額な研究費を提示される。

米国 A 大学は学生の人件費を直接費として計上できる。

結果として学生の参加が必要となる

日本の Q 大学では学生の人件費を直接費として計上できないが、成り行きで学生が共同研究に参加する場合がある。

学生を直接費で雇用している

米国 B 社は米国 A 大学には学生への賃金を支払っているが、日本の Q 大学への賃金は支払わない。学生の間で不平等感が生まれ、モチベーション低下となる。

・国際共同研究で物品・サンプルのやり取りが含まれる？

相手先から物品・サンプルの供与がある

R 大学をはじめ多くの大学は海外からサンプルの提供を受けている。

自学から物品・サンプルの供与がある

P 大学は X 社へサンプル有償提供しようとする大学側からクレームあり。

・国際産学共同研究で先方が開示する情報について特別な遵守事項はあるか？

トレードシークレットと記載された情報が開示されたことがある

安全保障輸出管理に関する遵守事項が盛り込まれたことがある

◇ロシアの機関との共同研究で FSTEC 許可（※）

ロシアの機関との共同研究で、ロシアの FSTEC という政府機関からの許可が必要であり、この許可を得るために、申請から半年は最低かかる。実際の共同研究は申

請書通りに行わなければならないので、現地の都合で場所を変えたり機器を変更したりはできない。輸出した機器はすべて番号で管理される。細かい機器をリストアップしていくと、この番号照合だけで時間がかかり、通関に何か月もかかることがある。また、GPS受信機やレーダーなどの軍事転用が可能な機器は日本からロシアに送ることはできない（ロシア機関が海外から購入することは可能）。全般的に、政府の規制が厳しく、文書でいろいろやり取りする必要があること、事前に文書として協定を締結しておく必要もある。証拠書類が必要なことが多い。 (※)

FPSTEC(ロシア連邦技術・輸出管理局)が発行する認証

◇ロシアの機関との共同研究で契約条項に特異的な条項が盛り込まれているケース

ロシアの機関との共同研究で、日本から研究基材を輸出しロシアの税関をクリアするために、日本の大学に所有権のある研究基材を一時的にロシア側の研究機関に無償供与し所有権移転（共同研究が終了して研究基材を引き上げる時に所有権は戻る）するといった特別な条項が盛り込まれているケースがある。

・国際産学共同研究での研究成果の取り扱い？

研究成果の実施権に関する制限が課されている

バイドール法等各国の国の規制が課されることが多い・・・A、B大学

アメリカ政府機関との研究の場合、バイドール法は必ず関係する・・・C大学
研究成果の技術移転に関する制限が課されている

現地特許法の遵守など（米国に多い）・・・D大学

研究成果の特許出願に関する制限が課されている

ドイツBでは10年間は大学からの出願を許さない・・・N大学

研究成果の帰属で不平等な条件を掲示されたことがある

P大学の研究者自身は本人のサバティカル休暇を用いて、日本学術振興会の予算で渡米して米国の私立の研究機関の客員研究員となり、共同発明をなしてその研究機関が単独で特許出願していた。その発明の技術的範囲が当該本学研究者の職務上の範囲内のものであることから、サバティカル休暇中といえども職務発明の範囲である。しかしながら、本学の知財予算のこともあり、個人帰属とせざるを得なかった。サバティカル休暇といえども相手機関との何らかの成果の取扱について定めた上で共同研究を行うべきものとする。また、日本学術振興会も研究成果の取扱等に関する留意点について、研究者や大学側に対して事前レクチャーをしっかりとやってほしかった。もし、当該研究者が、研究成果を米国研究機関の承諾無しに日本に持ち出そうとした場合には犯罪になることは明白であることから、国境を跨ぐ研究成果の取扱については特に留意すべきであ

る。・・・P 大学

論文投稿に関する制限が課されている

R 大学でドイツ B 社から 10 年間の非公開が求められる。

論文投稿でスポンサー企業から共著が求められる

R 大学で米国 M 社から求められる。

4)-1-3 教材の作成

上記の内容をまとめた教材を作成した（参考資料 3 8）。内容は、国際産学連携に関する管理対象の明確化、業務プロセスの確立、国際産学連携に関するガイドライン（案）の制定、国際産学連携に関する管理体制の構築、実効的・効率的なシステム構築に向けて、そしてマネジメントシステムの構築といった内容である。

国際産学連携の共同研究のあるべき姿、生じるリスク、その管理方法が一樣ではないが、対象とする共同研究を三分類し、共通因子として挙げた因子の重みにより、重視すべき項目・生じるリスクについて、フローチャート方式で確認する方式を提案した。

第5章 トータルなリスクマネジメントについて

5)-1 検討状況

産学官連携の共同研究が活性化すると、表9に示すような切り口でのリスクが想定される。当初のリスクマネジメントモデルの利益相反、秘密情報管理、安全保障輸出管理に加え、新たなリスクもトータルでマネジメントできる体制を目指す。それぞれのリスク対応での共通事項を括りだして、効率的なマネジメント体制の構築を目指す。具体的には業務監査等によりPDCAが廻り改善がなされる体制・マネジメントシステムを目指す。

表9 共同研究のリスク

共同研究の切り口	チェック事項	リスクマネジメントモデル事業			新たなリスク	
		利益相反	秘密情報管理	安全保障輸出管理	生物多様性条約対応	国際産学連携対応
懸念項目		体制構築済み	体制構築済み	体制構築済み	検討中	検討中
参画機関構成	・参画企業に教職員が関与する ・外国の企業が参画する	◎				○
学生参画させる	・秘密保持義務 ・法令遵守		◎	◎		○
物品・サンプル等のやり取りをする	・外為法 ・名古屋議定書 ・不正競争防止法		◎	◎	○	○
成果の取り扱い	・ハイドール法 ・その他の法規制対応					○
実効的・効率的なマネジメント	・電子申請システム			◎		
情報収集の基盤整備	・ネットワーク構築	幹事機関相互のネットワーク				
その他のリスク対応	・抽出と把握	先進的な機関からの情報収集				
緊急時対応	・対応手順	緊急時対応手順（共通）				

◎：マニュアルや教材がある 赤字は本モデル事業で名古屋大学が再構築した

○：対応が検討されている

5)-2 緊急時対応

事象発生時の対応について以下の業務手順のように名古屋大学のリスク管理規程に従う。輸出管理の場合については、図22に示す通りです。対応ポイントは、①、②、③を如何に正確・迅速に行い、名古屋大学への影響度を最小にするように行動する。

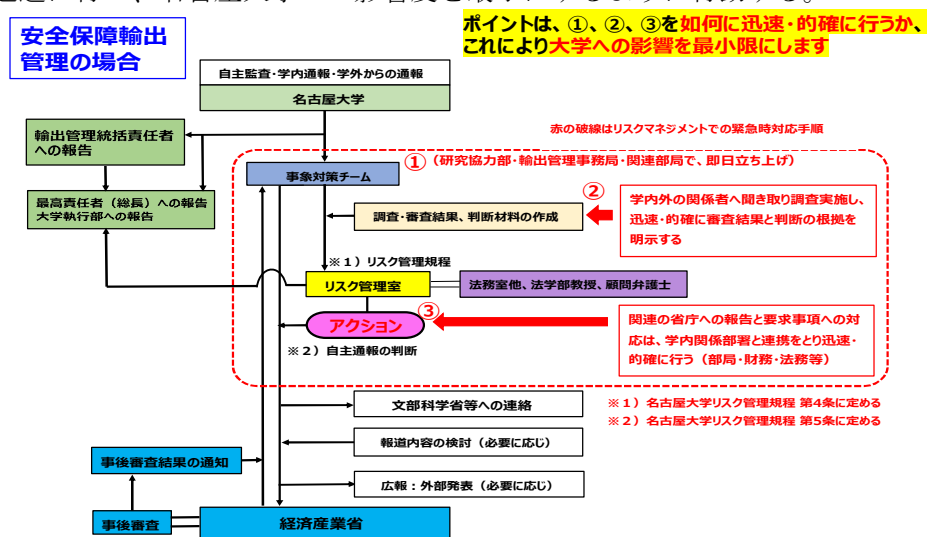


図22 事後発生時の業務手順

第6章 全体総括

1. 事業の概要

本事業は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「中間とりまとめ」に基づき、全国の大学等に適切な産学官連携リスクマネジメント体制の導入を促すとともに、今後、産学官連携の強化（例えば、「組織」対「組織」の共同研究等）により生じてくる新たなリスクに対応可能な全国的な産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築を目的としたものである。

2. 平成28年度までに構築したモデルの普及について

① マニュアル・教材の作成とWeb公開へ向けて

平成28年度に名古屋大学が作成した「大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル」（平成29年3月発刊）を基に、Web公開を前提にしたマニュアルを上期中に作成した。「Web版の大学における技術流出防止マネジメントシステム構築のためのマニュアル」を、名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページに上期中に掲載した。また、全国の大学等からのアクセスを確保するために、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業のホームページにリンクさせた。

経営層、実務担当者、教職員、および学生向けの教材と、そのWeb版を下期中に作成した。教材の内容は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「中間とりまとめ」に基づき、技術流出防止マネジメントのモデル導入を支援する内容とした。

また、経営層、実務担当者、教職員、および学生の立場を想定して、それぞれのパンフレットを作成した。合わせてケーススタディーの課題集を作成し、実践を想定した研究者等への普及啓発、並びに人材育成用の資料とした。

上記教材を名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページに下期中に掲載した。全国の大学からのアクセスを確保するために、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業のホームページとリンクを検討中である。Web版では技術流出防止のe-learningの作成事例も紹介した。

② Web相談窓口の開設

名古屋大学の学術研究・産学官連携推進本部のホームページ上に名古屋大学が構築した技術流出防止リスクマネジメントシステムに関するサイトを形成して、全国の大学の実務担当者の習熟度に合わせた相談対応を実施できるように窓口を上期中に開設した。産学官連携を推進する上で、考慮すべきリスク全般に対応できるように検討する。相談があった案件には、相談機関の方針等を考慮しつつ、適宜、他の幹事機関に相談の上、参考意見として助言等を行った。

③ 協力機関項への支援

北海道大学、金沢大学、神戸大学、徳島大学、九州大学の5つの協力機関へ、名古屋大学が構築した技術流出防止マネジメントモデル（部局分散型）をもとに、各校の事情に則した技術流出防止マネジメントモデルを構築できるようにマンツーマン形式で支援を実施した。

具体的には、5月、8月、11月、1月の合計4回の進捗報告相談会を名古屋大学で開催した。名古屋大学から毎回課題を出し、各協力機関がこれを検討しながら自校のモデルの骨子を作成していく方式を採用した。

協力機関が構築するマネジメントモデルは、「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」に基づいた体制となるように、指導・助言を行った。

幹事機関、協力機関のリスクマネジメントモデルは、他の全国の大学等の模範となるように、産学官連携にかかるリスク要素全体を想定したものとすることに努めた。また、できる限り複数のスタンダードを作らないように配慮した。

構築したリスクマネジメントモデルの普及にあたっては、その枠組みだけでなく、実際の研究室で想定される課題（例えば、一つの研究室において、異なるレベルの秘密情報を取り扱う場合や、複数の外国籍の学生・研究者が所属する研究室における規制対象技術に関連する研究管理の方法等）への実務面での対応等をケーススタディーの課題として盛り込んだ。

④ シンポジウム・研修会の開催

実務担当者向けの研修会を全国5ブロック（第一回：北海道・東北ブロック、第二回：北陸・東海ブロック、第三回：近畿・中国ブロック、第四回：九州・四国・沖縄ブロック、第五回：関東・甲信越ブロック）において開催した。

研修会では、研修効率向上を狙いとして、できるだけ体制が未構築の機関、体制が構築された機関に分けて班構成を組み、ケーススタディーを中心に研修会を開催した。研修会等の案内にあたっては、ブロック内協力機関からの周知に加え、RU11、medU-net等大規模大学が参している既存のネットワークへの周知を行った。

また、経営者向けのシンポジウムを開催した（年1回：関東・甲信越ブロック）

⑤ モデル普及に向けた検討

平成30年度以降のネットワーク維持・発展に向けて、本ネットワークの実効性を確保するため、本事業年度内に各幹事機関の役割・責任（テーマ別、規模別等）を明確にした。

事業終了後においても、年1回以上事業推進グループによる報告会の開催、相談窓口が維持できる仕組みとした。

技術流出防止マネジメントの取り組みや、学内外調査の結果については、URA研修等を実施し学内外に情報発信・共有を行った。具体的には今回の技術流出防止マネジメントの体制・システムづくりで直面した問題点とマネジメント事例について、普及展開を想定する大学等に向けて情報提供を行った。また様々な形態の大学等に適用できるように、部局分

散型マネジメントモデル、本部集約型マネジメントモデルを紹介し支援した。

産学官連携の強化（例えば、「組織」対「組織」の共同研究等）により生じてくる新たなリスクに関する全国的な産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築に向け、他の幹事機関、協力機関との連携を密に取り、全国の大学等を対象にしたネットワーク構築を検討した。

3. 学内での啓発活動・人材育成について

秘密情報管理に関する学内の専門家人材育成、部局との窓口対応人材育成を目的に、URA及び実務担当職員向けの研修会を開催し（学外者にも開放）、秘密情報管理に関する情報の共有化と実際の秘密情報管理の場面を想定したケーススタディーを受講頂いた（平成30年1月）。

この他、学外との情報共有を目的に、技術流出防止マネジメントの取組みや学内外調査の結果について、東海地区知財実務者情報交換会（10月、2月）において学内外に情報発信、共有を行った。

リスクマネジメントの体制・システムづくりで直面した問題点とマネジメント事例について、普及展開を想定する大学等に向けて情報提供し、学外シンポジウム等で情報発信を行った。

また、実務者研究会（11月）を開催し、全国から54大学の実務担当者に現在抱えている課題について議論いただき、モデル的な対応方法について学習いただいた（別添資料9）。

加えて、利益相反マネジメントの受託機関と連携し普及活動できる仕組みを構築する目的で、ネットワーク構築連絡会を開催した（11月）。

4. 新たなリスクへの対応について

産学官連携活動は活発化・多様化するとともに、グローバル化が進展してきており、その中で、大学等が対処すべき多様なリスクが生じつつある。1999年日本版バイドール制度が導入され、産学官連携推進施策が展開されて以降、大学等が組織として本格的に社会との関係性構築を試みるようになったのが始まりである。

具体的には、新たなリスクとして国際産学官連携のリスク管理を検討し、学内調査やヒアリング、学外のアンケート調査を実施して、検討事例から課題の抽出、解決策をまとめた。

ここで、1事例を例に挙げ、契約締結前から契約締結に至るまで、いかなる課題がありそれにどう対処したかなど反省点を含めて完結例としてまとめた。

外国企業から多様かつ大規模な資金調達を可能にする手段、留意点についてもまとめた。最後に国際産学連携を進めるために整備すべき体制についても言及した。

5. トータルなリスクマネジメント

産学官連携の共同研究が活性化すると、表に示すような切り口でのリスクが想定される。当初のリスクマネジメントモデルの利益相反、秘密情報管理、安全保障輸出管理に加え、新たなリスクもトータルでマネジメントできる体制を目指す。

それぞれのリスク対応での共通事項を括りだして、効率的なマネジメント体制の構築を

目指す。具体的には業務監査等により PDCA が廻り改善がなされる体制・マネジメントシステムを目指す。

事象発生時の対応について業務手順のようにリスク管理規程に従う。輸出管理の例を挙げ記載した。対応ポイントは、調査・分析・対応を如何に正確・迅速に行い、大学への影響度を最小にするに行動する。

別添資料

- 別添資料 1 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理の構築 経営層向け
- 別添資料 2 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理 経営層向け
- 別添資料 3 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理の構築 実務担当者向け
- 別添資料 4 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理の構築 実務担当者向け
- 別添資料 5 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理の構築 教員向け
- 別添資料 6 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理の構築 教員向け
- 別添資料 7 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理の構築 学生向け
- 別添資料 8 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理の構築 学生向け
- 別添資料 9 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理のパンフレット 経営層向け
- 別添資料 10 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理のパンフレット 経営層向け
- 別添資料 11 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理のパンフレット 実務担当者向け
- 別添資料 12 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理のパンフレット 実務担当者向け
- 別添資料 13 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理のパンフレット 教員向け
- 別添資料 14 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理のパンフレット 教員向け
- 別添資料 15 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
秘密情報管理のパンフレット 学生向け
- 別添資料 16 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
安全保障輸出管理のパンフレット 学生向け
- 別添資料 17 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
大学経営層ケーススタディ（秘密情報管理）

- 別添資料 18 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
大学経営層ケーススタディ（安全保障輸出管理）
- 別添資料 19 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
実務担当者ケーススタディ（秘密情報管理）
- 別添資料 20 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
実務担当者ケーススタディ（安全保障輸出管理）
- 別添資料 21 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
教員ケーススタディ（秘密情報管理）
- 別添資料 22 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
教員ケーススタディ（安全保障輸出管理）
- 別添資料 23 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
研究学生ケーススタディ（秘密情報管理）
- 別添資料 24 大学における技術流出防止マネジメントシステム構築
研究学生ケーススタディ（安全保障輸出管理）
- 別添資料 25 秘密情報管理検討状況（北海道大学）
- 別添資料 26 秘密情報管理検討状況（金沢大学）
- 別添資料 27 秘密情報管理検討状況（神戸大学）
- 別添資料 28 秘密情報管理検討状況（九州大学）
- 別添資料 29 安全保障輸出管理検討状況（北海道大学）
- 別添資料 30 安全保障輸出管理検討状況（徳島大学）
- 別添資料 31 安全保障輸出管理検討状況（九州大学）
- 別添資料 32 実務担当者研修会資料（近畿・中国ブロック）
- 別添資料 33 実務担当者研修会資料（四国・九州・沖縄ブロック）
- 別添資料 34 安全保障輸出管理 e-Learning（日）
- 別添資料 35 留学生等用輸出管理 eLearning（英）
- 別添資料 36 秘密情報管理 e-Learning（日）
- 別添資料 37 国際産学連携における課題抽出のためのアンケート結果
- 別添資料 38 国際産学連携におけるリスク管理のための教材

別添写真1 第3回実務担当者研修会_写真

別添写真2 第4回実務担当者研修会_写真